

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく

**特定建築事業者**  
**太陽光発電設備導入制度**  
**ガイドライン**

(第1.0版)

令和7年1月

川崎市

## 目次

第1部	ガイドラインについて	1
第1章	本ガイドラインの目的	1
第2章	制度の背景と狙い	2
1	気候変動の影響の顕在化について	2
2	川崎市地球温暖化対策推進基本計画について	3
3	建築物太陽光発電設備等総合促進事業について	4
4	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について	5
第3章	用語の定義	6
第2部	制度の概要と基本事項	8
第1章	制度の概要	8
1	制度の対象事業者	8
2	対象事業者に求める事項	8
3	対象建築物・対象事業者の判断フロー	10
第2章	基本事項	11
1	対象建築物	11
2	対象事業者（特定建築事業者）	16
3	任意の報告者・任意の報告	20
4	設置基準量（設置義務量）	22
5	南面等屋根	27
6	適合状況と達成率	33
7	公表	35
第3部	義務履行手段と設置量	36
第1章	太陽光発電設備等の設置検討フロー	36
1	設置検討フロー	36
第2章	中小規模特定建築物又はその敷地内（オンサイト）への太陽光発電設備等の設置	38
1	オンサイト設置可能設備の種類	38
2	設置量の算定	38
3	太陽光発電設備等の設置	40
第3章	中小規模特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）への太陽光発電設備等の設置	42
1	オフサイト設置可能設備・手法	42
2	設置量の算定	43
3	既存建築物又はその敷地への設置	44

4	特定開発事業に係る区域内での設置.....	46
5	その他市長が認める措置.....	47
第4部	報告.....	49
1	報告書の作成と提出.....	49
2	報告書等提出物.....	50
3	添付資料.....	52
4	記載内容と公表事項.....	55
第5部	報告書及び取組書の作成等.....	57
第1章	報告書の作成.....	57
1	報告書（第1面）.....	57
2	報告書（第2面）.....	58
第2章	取組書の記載例.....	61
1	取組書（第1面）.....	61
2	取組書（第2面）.....	64
3	取組書（第3面）.....	66
4	取組書（第4面）.....	68
第3章	報告書の記載事項を示す書類等の保管等.....	71
第6部	報告・立入調査、勧告等の措置.....	72
第7部	参考.....	74
1	住宅用太陽光発電設備とは.....	74
2	蓄電池とは.....	74
3	FITとは.....	75
4	太陽光発電設備の導入方法.....	76
5	太陽光発電設備の維持管理、メンテナンス.....	76
6	処分・リサイクル.....	77
7	災害に対する設備の備え.....	79
8	設置にあたっての留意点.....	81
9	参考資料・情報.....	82

## 制度の根拠となる条例等

- (1) 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号。以下「**温対条例**」という。）
- (2) 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号。以下「**規則**」という。）
- (3) 中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に関する要綱（令和 5 年 3 月 29 日制定。以下「**要綱**」という。）

※本ガイドラインでは令和 7（2025）年 4 月施行時点に基づく

温対条例・規則・要綱

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167766.html>

届出様式

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167778.html>

## 本ガイドラインで用いた略語等

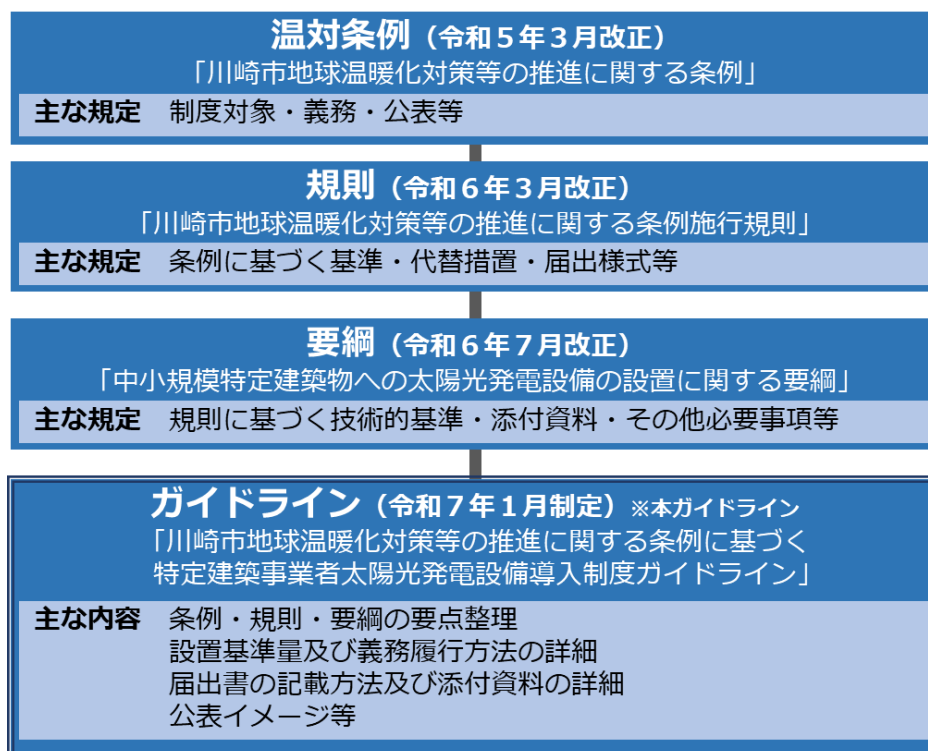
(略語)	(法律名等)
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)
建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能等の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) ※令和 7（2025）年 4 月 1 日に「第 18 条」は「第 20 条」に改正 建築物省エネ法第 18 条第 1 号 ⇒ 第 20 条第 1 号 建築物省エネ法第 18 条第 2 号 ⇒ 第 20 条第 2 号 建築物省エネ法第 18 条第 3 号 ⇒ 第 20 条第 3 号



# 第1部 ガイドラインについて

## 第1章 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年12月24日条例第52号）の改正（令和5年3月30日条例第9号）により新設した「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」について、制度の趣旨及び各規程の要点を整理し示すことにより、制度の対象となる特定建築事業者が理解を深めることを目的としている。なお、本ガイドラインの内容は、制度の運用状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。



\* 温対条例・規則・要綱の本制度に関する部分は令和7（2025）年4月施行

## 第2章 制度の背景と狙い

### 1 気候変動の影響の顕在化について

世界各国及び国内では、気候変動が原因と考えられる被害が生じている。最近では、令和元（2019）年に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）において、全国で死者90名、行方不明者9名、住家の全半壊等約7万棟、住家浸水約3万棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生し、本市においても、死者1名、全半壊約1,000棟、床上床下浸水約1,700棟などの被害が発生している。

市内においても気候変動の影響が既に顕在化している。市内の「年平均気温」、「日最高気温の年平均値」、「日最低気温の年平均値」はいずれも全ての観測地点で有意な上昇傾向がみられ、また「猛暑日」については令和2（2020）年度は平成2（1990）年度の3倍に増加している。



図 令和元年東日本台風の影響（高津区）  
（出典：川崎市（消防局））



図 令和2年7月豪雨の被害の様子  
（出典：令和3年度版環境・循環型社会  
・生物多様性白書（環境省））

## 2 川崎市地球温暖化対策推進基本計画について

上記のような気候変動の影響を受けて、脱炭素化に向けた取組は世界全体で進められており、国内においても、令和3(2021)年6月の地球温暖化対策推進法改正に伴い「2050年カーボンニュートラル」が法定化され、さらに第6次エネルギー基本計画において、「再生可能エネルギーの主力電源化を目指し最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととされた。

川崎市においては、令和4(2022)年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に、2050年までに市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとともに、2030年度の目標として「市域の温室効果ガス排出量の削減目標▲50%削減(2013年度比)」と「市域の再エネ導入目標33万kW以上」を位置付けた。

この計画に定める再エネ導入目標達成のためには、再生可能エネルギーの導入速度をこれまでの2倍にすることが必要であるが、本市は市域のほとんどが市街化されており、現状では風力発電や水力発電など大規模な再エネ設備の適地がないため、今後、本市で再生可能エネルギーを大きく増やすためには、導入ポテンシャルの大多数を占める「建築物への太陽光発電設備の設置」することが最も有力な手段と考える。

### 3 建築物太陽光発電設備等総合促進事業について

「建築物への太陽光発電設備設置」を促進するために、本市では、令和5（2023）年3月に「地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正し、新たな制度として次の4つの制度からなる「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」を位置付けた。

#### 建築物太陽光発電設備等総合促進事業

制度1	特定建築物太陽光発電設備等導入制度（令和7年度開始）
	延べ床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物を新増築する <b>建築主</b> への太陽光発電設備等の設置義務
制度2	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度（令和7年度開始）
	延べ床面積 2,000 m <sup>2</sup> 未満の新築建築物を市内に年間一定量以上建築する <b>建築事業者</b> への太陽光発電設備設置義務
制度3	建築士太陽光発電設備説明制度（令和6年度開始）
	<b>建築士</b> に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う説明義務
制度4	建築物太陽光発電設備誘導支援制度（令和5年度開始）
	地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな <b>誘導支援の枠組みの創設</b>

#### 建築物太陽光発電設備総合促進事業の考え方

- (1) 本市では、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- (2) 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段と考えています。
- (3) また、これから建てられる建築物は、その多くが2050年まで残るものであるため、新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し、取り組むことが必要です。
- (4) 太陽光発電設備の設置を一層促進するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行います。

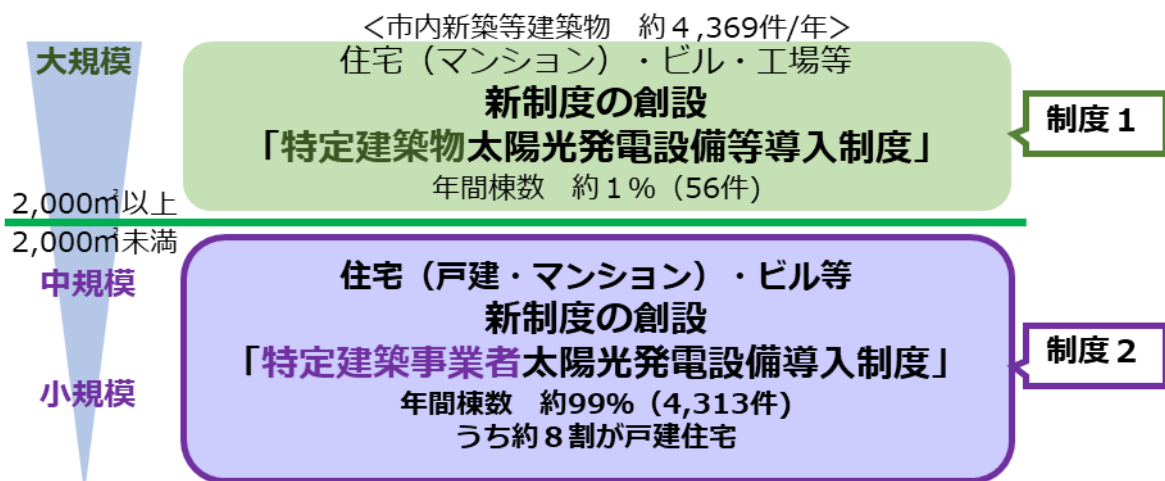
※詳細な制度内容は、市ホームページ「川崎市地球温暖化対策推進条例改正に向けた重要施策の考え方」で案内している。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000144656.html>

## 4 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について

令和2年（2020年）度における建築確認申請の実績では、市内の新築等建築物のうち、延べ床面積2,000㎡未満の建築物が4,313件と全体の約99%を占めており、これらの建築物に太陽光発電設備の設置をすることが最も本市の再生可能エネルギーの導入目標（2030年度における市域の再エネ導入33万kW以上）に寄与する取組となることから、「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」を導入する必要がある（「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方」令和5年1月参照）。

また、太陽光発電設備は、脱炭素化に加えて、経済性やレジリエンス強化など、住まい手にとってのメリットも多いことから、より一層の普及を行っていくことが市民生活にとっても便益があると考えます。



\* 令和2（2020）年度実績（建築確認申請ベース）

\* 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方」令和5年1月より作成

### 第3章 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、本文中に定義するものを除き、制度の根拠たる温対条例、規則及び要綱の規定において使用する用語の例による。以下、本ガイドラインでキーワードとなる用語を示す。

太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備（附属設備を含む。）をいう。 本制度における「太陽光発電設備」には、ペロブスカイトや壁面・窓面・手すり等に設置する太陽電池、ソーラーカーポート等を含む。
太陽光発電設備等	太陽光発電設備、その他の再生可能エネルギー源を利用するための設備をいう。
再生可能エネルギー源	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条各号に掲げる再生可能エネルギー源とする。
脱炭素エネルギー源	再生可能エネルギー源又は再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源であってその利用が脱炭素社会の実現に寄与するものをいう。
定格出力	太陽光発電設備のアレイにおける太陽電池モジュールの日本産業規格又は国際電気標準会議の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力を指すものとする。
中小規模特定建築物	床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物をいい、建築事業者自ら当該工事を行うものに限る。
建築事業者	建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者。
特定建築事業者	建築事業者であって、1年間（4月1日から翌年3月31日まで）に市内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の床面積の合計が規則で定める値以上であるものをいう。
新たに建設又は新築	建築確認申請における「新築」であるものとする。既に建築物のある敷地内に別棟で建築（建設）する場合は本制度では対象外とする。
建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積による（建ぺい率算定の基礎となる建築面積と異なる。特例軒等は除外しない。）。
床面積の合計	建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積による（建築基準法施行令第2条第1項第4号のただし書きの規定は適用しない。）。
階数	建築基準法施行令第2条第1項第8号に規定する階数をいう。
敷地	建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
特定開発事業	温対条例第19条第1項に規定する特定開発事業をいう。
開発事業地球温暖化対策等計画書	温対条例第19条第1項又は第2項に規定する開発事業地球温暖化対策等計画書をいう。

既存建築物	<p>本制度においては、規則第 33 条第 1 項 2 号アに規定する「当該中小規模特定建築物及びその敷地以外の市内の建築物（特定建築物を除く。）又はその敷地」をいう。</p> <p>ただし、当該中小規模特定建築物の工事完了時点において存在する建築物（先に工事完了している建築物）に限る。</p> <p>なお、当該中小規模特定建築物と同一敷地内の別棟の建築物に太陽光発電設備を設置した場合は、本制度では「既存建築物」への設置とは扱わず、当該中小規模特定建築物又はその敷地に設置（通常のオンサイト設置）の扱いとなる。</p>
方位角	<p>本制度では、真北が 0 度、真東が 90 度、真南が 180 度、真西が 270 度とする。</p>
オンサイト	<p>対象建築物となる中小規模特定建築物又はその敷地内</p>
オフサイト	<p>対象建築物となる中小規模特定建築物及びその敷地以外の市内の建築物（特定建築物を除く。）又はその敷地</p>

## 第2部 制度の概要と基本事項

### 第1章 制度の概要

#### 1 制度の対象事業者

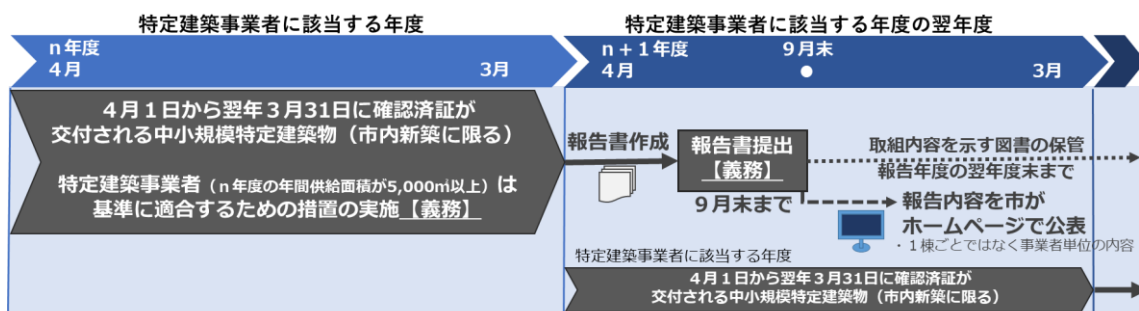
本制度では、市内に新たに建設又は新築する中小規模特定建築物(床面積の合計2,000㎡未満の建築物をいい、建築事業者自ら当該工事を行うものに限る。)の年間供給面積が5,000㎡以上である建築事業者を対象事業者(特定建築事業者)とする。なお、中小規模特定建築物は「建築事業者自ら当該工事を行うものに限る」との定義により、特定建築事業者は、建築確認申請上の工事施工者である。

#### 2 対象事業者に求める事項

対象事業者である特定建築事業者に対し、以下のように太陽光発電設備の設置基準に対する適合(設置基準量以上の設置)と、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書(以下、「報告書」という。)の提出を義務付けるなどしている。

- 特定建築事業者は、規則に定めた出力である設置基準量以上の太陽光発電設備を設置しなければならない。
- 太陽光発電設備の設置に代えて、規則に定めた代替措置を講じることができる。
- 特定建築事業者は、該当年度の翌年度9月末までに報告書を作成し、市に提出しなければならない。
- 特定建築事業者は、報告書の添付資料である中小規模特定建築物取組書に記載した取組状況等に係る書類を、報告書を提出した年度の翌年度末まで保管しなければならない。

図 2-1-1 制度の概要



◎5,000㎡未満の建築事業者(特定建築事業者以外)も任意報告が可能で、市ホームページにて取組をPRできる



対象事業者になるかどうかは、当該年度の年間供給面積により判断する（前年度実績により判断するものではない）。例年の実績や年間計画等により、対象事業者となる可能性があれば、取組を実施していくものとなる。

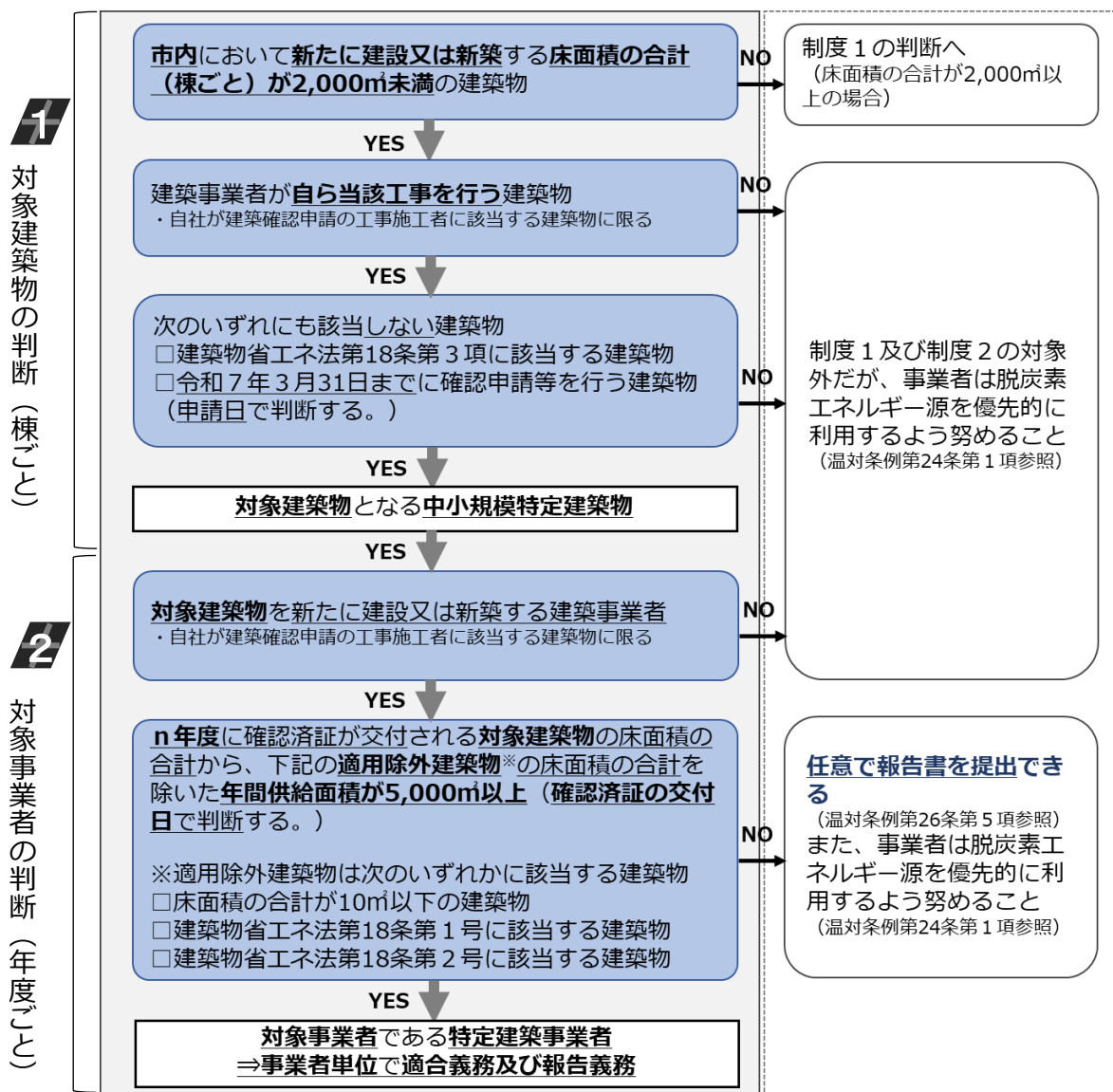
市は、提出された報告書の内容を市ホームページで公表するが、制度運用開始初年度については試行実施とする（P35 参照）。また、該当年度末において特定建築事業者とならなかった建築事業者でも、任意に報告書を提出することができる制度であり、その場合、建築事業者名等を市ホームページで公表し、自社の取組をPRすることができる。

### 3 対象建築物・対象事業者の判断フロー

図 2-1-2 の対象の判断フローにより、建築事業者が新たに建設又は新築した中小規模特定建築物が本制度の対象建築物であるか判断し、さらに、当該建築事業者が対象事業者（特定建築事業者）であるか判断する。

なお、対象事業者とならない場合においても、温対条例第 24 条第 1 項の規定により、事業者は太陽光をはじめとする脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めなければならない。

図 2-1-2 対象の判断フロー（年度ごとに判断）



**1 2** 詳細は後述の記載を参照。

\* 図の「中小規模特定建築物」とは、当該年度の対象建築物であるものに限る

\* 建築物省工ネ法第 18 条は令和 7 年 4 月 1 日に「第 20 条」に改正


## 第2章 基本事項

### 1 対象建築物

本制度の対象となる建築物（対象建築物）は、中小規模特定建築物のうち、次の要件に該当するものとする。

なお本制度は、特定建築事業者が設置する太陽光発電設備等の出力の合計が、規則に定める出力（設置基準量）以上であること（設置基準に対する適合）を義務付ける制度であり、1棟ごとに太陽光発電設備等の設置を義務付けるものではない。

表 2-2-1 対象建築物（n年度）

	<p>対象建築物となる <b>中小規模特定建築物</b>（n年度）</p> <p>◎ <b>1棟ごとに判断する。</b> （同一敷地内で複数棟同時に新築する場合も1棟ごとに判断）</p>
<p>対象建築物となる <b>中小規模特定建築物</b></p> <p>右の<b>全て</b>に該当する建築物</p>	<p><input type="checkbox"/> <u>確認済証の交付日がn年度<sup>(1)</sup>内の建築物</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>市内において新たに建設又は新築<sup>(2)</sup>する床面積の合計（1棟ごと）<sup>(3)</sup>が2,000㎡未満の建築物</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>建築事業者が自ら当該工事を行う建築物<sup>(4)</sup></u></p> <p><input type="checkbox"/> 次の<u>対象外の建築物<sup>(7)</sup></u>に該当しない建築物</p>
<p><b>対象外の建築物</b> <sup>(7)</sup></p> <p>右の<b>いずれか</b>に該当する建築物</p>	<p><input type="checkbox"/> <u>建築物省エネ法第18条*第3号に該当する建築物<sup>(5)</sup></u> （仮設建築物）</p> <p><input type="checkbox"/> <b>【経過措置】</b> <u>令和7年3月31日までに確認申請等を行う建築物<sup>(6)</sup></u>（申請日で判断する。）</p>
<p>（参考）</p> <p>上記を踏まえ、例えば右の<b>いずれか</b>に該当する場合も <b>対象外</b></p>	<p>* 市外の建築物</p> <p>* 床面積の合計（1棟ごと）が2,000㎡以上 ⇒制度1の対象建築物の可能性あり</p> <p>* 増築、改築、大規模修繕、模様替えをする建築物</p> <p>* 確認済証発行後、建築確認を取り下げた建築物</p>

※令和7年4月1日に「第20条」に改正

(1) 確認済証の交付日がn年度  
 n年4月1日から翌年(n+1年)3月31日までに確認済証が交付された建築物をいう(確認済証の交付日で判断する。)

(2) 新たに建設又は新築  
 建築確認申請における「新築」であるものとする。対象事業者(P16参照)が建築確認申請における扱いを確認し、新築以外の場合は対象外である。図2-2-2のように、既に建築物のある敷地内に別棟で建築(建設)する場合は本制度では対象外となる。

図2-2-1 建築物のない土地に新たに建築物を建築する例

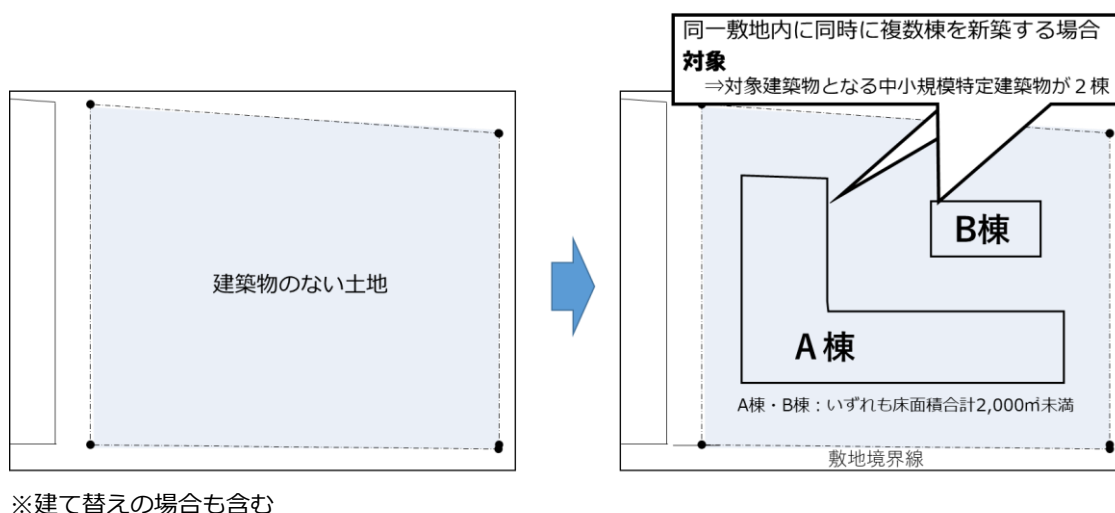
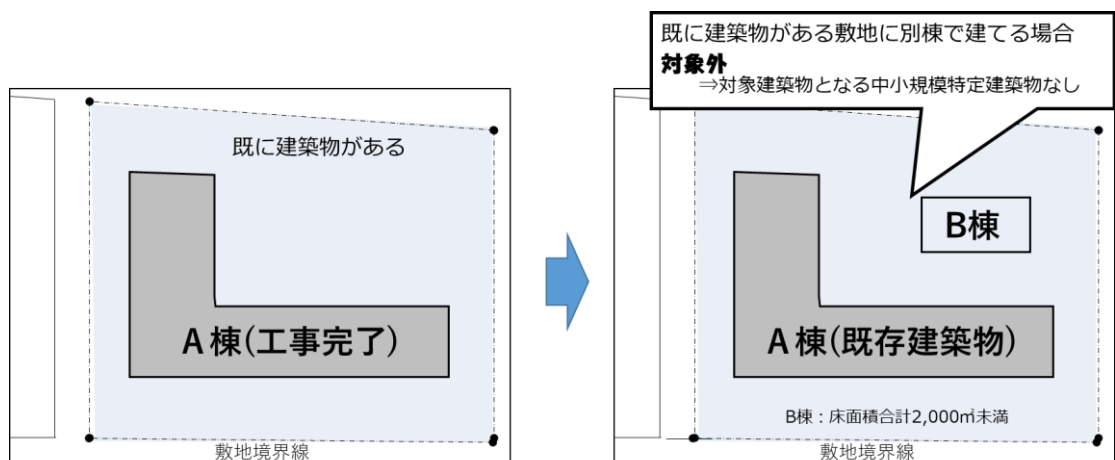


図2-2-2 既に建築物のある敷地内に別棟で建築する例



(3) 床面積の合計（棟ごと）

床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積とする。建築基準法施行令第2条第1項第4号のただし書きの規定は適用しない。

図 2-2-3 確認計画概要書第二面（抜粋）

【11. 延べ面積】	(申請部分 )	(申請以外の部分)	(合計 )
【イ. 建築物全体】	( )	( )	( )
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( )	( )	( )
【ハ. エ	床面積の合計 (延床面積)		既に建築物がある場合は本制度の対象外

(4) 建築事業者が自ら当該工事を行う建築物

建築事業者が自ら当該工事を行う建築物とは、自社が建築確認申請書（又は建築計画概要書）の工事施工者に該当する建築物とする。

図 2-2-4 確認計画概要書第一面（抜粋）

【6. 工事施工者】
【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 ( ) 第 号
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

工事施工者

(5) 建築物省エネ法第18条\*第3号

建築物省エネ法第18条\*第3号に該当する建築物とは仮設の建築物であって政令に定めるものとする。個別の判断は、所管部署に確認すること。

\*令和7年4月1日に「第20条」に改正

表 2-2-2 (参考) 建築物省エネ法第 18 条<sup>※1</sup>

<p>第 1 号</p>	<p><u>居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより、空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物<sup>※2</sup></u></p> <p>●建築物の用途（確認申請書第 4 面に記載する用途）の全てが、以下の用途に該当する場合であること（例えば、建築物の用途が「自動車車庫」及び「事務所」の複合用途となるような建築物については該当しない。）。</p> <p>①居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途</p> <p>イ 物品（機械等も含む。）を保管又は設置する建築物で、保管又は設置する物品の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの</p> <p>＜該当する用途の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車車庫、自転車駐車場</li> <li>・堆肥舎</li> <li>・常温倉庫、危険物の貯蔵場（常温）</li> <li>・変電所</li> <li>・上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション</li> <li>・道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設</li> </ul> <p>ロ 動物を飼育又は収容する建築物で、飼育又は収容する動物の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの</p> <p>＜該当する用途の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎</li> <li>・水産物の養殖場又は増殖場（常温）</li> </ul> <p>ハ 人が継続的に使用することのない、移動のためのもの</p> <p>＜該当する用途の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用歩廊</li> </ul> <p><u>なお、冷凍冷蔵倉庫・定温倉庫、無人工場・植物工場、データセンター等の用途の建築物は、該当しない</u></p> <p>②高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途</p> <p>イ 観覧場その他これらに類するもの</p> <p>ロ スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類するもの</p> <p>ハ 神社、寺院その他これらに類するもの</p> <p><u>ただし、上記②に該当する用途の建築物の全てが高い開放性を有しているとは限らないため、「壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定める用途（平成 28 年国交告第 1377 号）」に規定されたものに限る</u></p> <p>＜同告示＞建築物の構造が次のいずれかの条件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁を有しないこと</li> <li>・開放部分（内部に間仕切壁等を有しない建築物の階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 1/20 以上であるもの）のみで構成される建築物であること。</li> </ul>
--------------	---

第2号	<p><u>法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物</u></p> <p>① 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物</p> <p>② 文化財保護法第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内における同法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物</p> <p>③ 旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により重要美術品等として認定された建築物</p> <p>④ 文化財保護法第 182 条第 2 項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの</p> <p>⑤ ①、③又は④に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの</p> <p>⑥ 景観法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された建築物</p>
第3号	<p><u>仮設の建築物であって政令で定めるもの</u></p> <p>① 建築基準法第 85 条第 1 項又は第 2 項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後 3 月以内であるもの又は同条第 3 項の許可を受けたもの</p> <p>② 建築基準法第 85 条第 2 項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物</p> <p>③ 建築基準法第 85 条第 6 項又は第 7 項の規定による許可を受けた建築物</p>

※ 1 令和 7 年 4 月 1 日に「第 20 条」に改正

※ 2 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）」（平成 29 年 3 月 15 日国住建環第 215 号・国住指第 4190 号）

#### （6） 経過措置

令和 7 年 3 月 31 日までに確認申請等を行う建築物とは、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知を令和 7 年 3 月 31 日までに行う建築物とする。

なお、当初の確認申請等を令和 7 年 3 月 31 日までに行った建築物は、計画変更に伴う確認申請等が令和 7 年 4 月 1 日以降であっても経過措置が適用され対象外となる。

#### （7） 対象外の建築物

対象外の建築物は、本制度の対象外であるため、年間供給面積への計上や報告書等への記載は不要である。

## 2 対象事業者(特定建築事業者)

本制度の対象事業者は次の「特定建築事業者」とする。

表 2-2-3 対象事業者 (n年度)

<b>2</b>	<b>特定建築事業者 (n年度)</b> ◎年度ごとに判断する。 ◎ <u>法人単位</u> <sup>(1)</sup> で判断する。	
<b>特定建築事業者</b>  右の <b>全て</b> に該当する建築事業者	<input type="checkbox"/> 対象建築物の <u>建築事業者 (工事施工者である者)</u> <sup>(2)</sup>	
	<input type="checkbox"/> 対象建築物の <b>n年度の年間供給面積</b> <sup>(3)</sup> が <b>5,000 m<sup>2</sup>以上</b> (確認済証の交付日で判断 <sup>(4)</sup> する。)	
	<b>年間供給面積</b>	対象建築物の床面積の合計から、次の <b>適用除外建築物</b> <sup>(5)</sup> の床面積の合計を除いた面積とする。
<b>適用除外建築物</b> <sup>(5)</sup>  右の <b>いずれか</b> に該当する建築物  ※面積や棟数から除外しても、太陽光発電設備等を設置した場合は、 <b>設置した量を計上できる</b>	<input type="checkbox"/> 床面積の合計 (棟ごと) が 10 m <sup>2</sup> 以下の建築物	
	<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第 18 条*第 1 号に該当する建築物 (居室なし・高い開放性を有する建築物)	
	<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第 18 条*第 2 号に該当する建築物 (文化財等の原形を再現する建築物等)	
	<input type="checkbox"/> <u>その他市長が特別の事情があると認める建築物</u> <sup>(6)</sup>	

※令和7年4月1日に「第20条」に改正



(1) 供給規模を判断する事業者の単位（法人単位）

制度の対象は法人単位である。そのため、ホールディングス等のグループ会社に建築事業者となる法人が複数ある場合においても、各法人の年間供給面積（※）により、各法人が特定建築事業者であるか判断する。グループ会社全ての建築事業者の年間供給面積を合算し、ホールディングス等が特定建築事業者になるか判断するものではない。

※年間供給面積は、市内において新たに建設又は新築する中小規模特定建築物の床面積の合計（適用除外建築物の床面積の合計を除く。）をいう。

(2) 建築事業者

温対条例第 26 条第 1 項において、「建築事業者」は次の①又は②に該当する者としている。

① 建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者（建設請負事業者）

② 建築物を新築し、これを分譲・賃貸することを業として行う者

対象事業者である「特定建築事業者」は、建築事業者のうち①である者とする。

これは、温対条例第 26 条第 1 項「自ら当該工事を行うものに限る」の規定に基づき、①に限られるもので、建築確認申請書（又は建築計画概要書）の「工事施工者」が該当する（建築主又は設計者を兼ねる場合を含む。例えば、ハウスメーカー、ビルダー、ゼネコン等のほか、建設工事のみ請負う工事施工者も含まれる。）。

表 2-2-4 （参考）対象事業者となる建築事業者の例

建築物の区分	建築主	設計者	工事施工者
注文戸建住宅	個人	ハウスメーカー	
分譲戸建住宅	ハウスメーカー、ビルダー		
	ビルダー	施工会社※ <sup>1</sup>	
賃貸共同住宅	アパートオーナー	ハウスメーカー	
分譲共同住宅、	デベロッパー	ゼネコン等	
テナントビル等	デベロッパー	設計事務所	ゼネコン等※ <sup>1</sup>

※<sup>1</sup> 建設工事のみ請負う者を含む

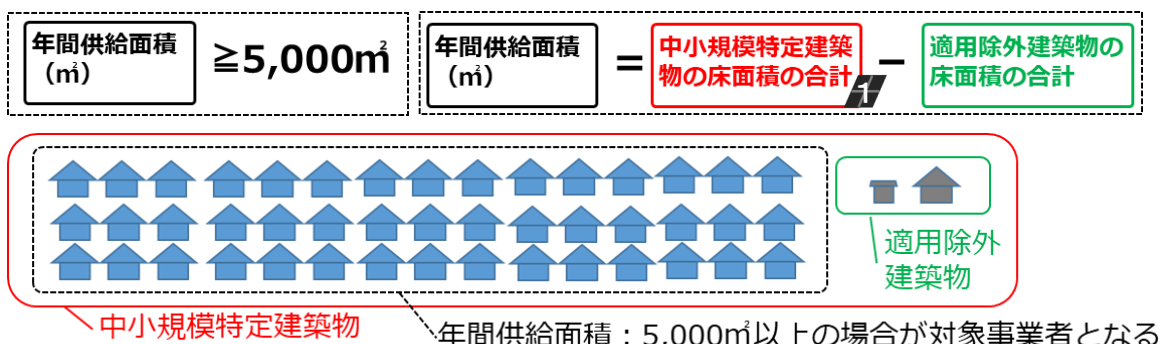
太字：対象事業者「特定建築事業者」

表は代表的な事例を示したもので、表と異なる事例もあり得る。いずれにしても、**対象事業者の判断は建築確認申請書の「工事施工者」欄にて行うものとする**

### (3) 年間供給面積（n年度）

年間供給面積は、市内において新たに建設又は新築する中小規模特定建築物の床面積の合計（適用除外建築物の床面積の合計を除く。）をいう。年間とは、年度（4月1日から翌年3月31日）とする。年間供給面積を5,000㎡以上と設定することで、市内における施工量の多い建築事業者を対象事業者とする。

図 2-2-5 年間供給面積



\* 図の「中小規模特定建築物」とは、当該年度の対象建築物であるものに限る

#### ◎ 1つの対象建築物の建築事業者が複数いる場合（年間供給面積の考え方）

共同企業体が建設等する場合など、1つの対象建築物の建設請負事業者（工事施工者）が複数である場合、それぞれの建設請負事業者の出資比率により当該対象建築物の床面積を按分し、それぞれの建設請負事業者の年間供給面積に計上する（出資比率による床面積按分の根拠資料の添付を要する。）。

（例）床面積の合計 1,800㎡の対象建築物の建設請負事業者が、A社（出資比率8割）及びB社（出資比率2割）による建設共同企業体である場合

A社が年間供給面積に計上する床面積 1,440㎡（1,800㎡×0.8）

B社が年間供給面積に計上する床面積 360㎡（1,800㎡×0.2）

### (4) 確認済証の交付日での判断（n年度分）

n年4月1日から翌年（n+1年）3月31日までに確認済証が交付された建築物をいう（確認済証の交付日で判断する。）。

確認済証の交付は、法令の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合を含む。また、計画変更を行った場合は、当初の確認済証交付日で判断する。

(5) 適用除外建築物

適用除外建築物（P16 参照）と対象外の建築物（P11 参照）との違いは次のとおり。

適用除外建築物は対象外の建築物と異なり、太陽光発電設備等を設置した場合は設置した出力を計上でき、かつ、「中小規模特定建築物取組書」等に当該建築物が適用除外建築物であることを明記する必要がある（P61 参照）。例えば、ソーラーカーポート等が想定される（設置にあたっては、建築基準法等関係法令を遵守すること）。一方、対象外の建築物は、「中小規模特定建築物取組書」への記載が不要である。

表 2-2-5 対象外の建築物と適用除外建築物（再掲）

建築物の判断		扱いが異なる点
<b>1</b> 対象外の建築物 右のいずれかに該当する建築物	<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第 18 条*第 3 号に該当する建築物（仮設建築物）	・制度対象外 ・報告書及び取組書への記載不要
	<input type="checkbox"/> 【経過措置】令和 7 年 3 月 31 日までに確認申請等を行う建築物	
<b>2</b> 適用除外建築物 右のいずれかに該当する建築物	<input type="checkbox"/> 床面積の合計（棟ごと）が 10 m <sup>2</sup> 以下の建築物	・取組書に記載 ・年間供給面積 ≧ 5,000 m <sup>2</sup> の判断において面積除外 ・設置基準量の算定において棟数除外 ・面積や棟数から除外しても、太陽光発電設備等を設置した場合は、 <b>設置した量を計上できる</b>
	<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第 18 条*第 1 号に該当する建築物 （居室なし・高い開放性を有する建築物）	
	<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第 18 条*第 2 号に該当する建築物 （文化財等の原形を再現する建築物等）	
	<input type="checkbox"/> その他市長が特別の事情があると認める建築物	

※令和 7 年 4 月 1 日に「第 20 条」に改正

(6) その他市長が特別の事情があると認める建築物

その他市長が特別の事情があると認める建築物について、現在、想定されるものはない。

### 3 任意の報告者・任意の報告

(1) 任意の報告者とは

対象事業者（特定建築事業者）以外の建築事業者は、任意の報告者として、報告書を作成し、市へ提出することができる（任意の報告）。

任意の報告者には設置基準に対する適合（設置基準量以上の設置）は義務付けられていないが、報告方法、提出した報告書の市によるホームページでの公表については、特定建築事業者と同様の扱い（適合状況や達成率も公表するもの）とする。

表 2-2-6 任意の報告

任意の報告	
任意の報告者  右のいずれかに該当する者	<input type="checkbox"/> 特定建築事業者以外の希望する建築事業者
	<input type="checkbox"/> 複数の建築事業者（特定建築事業者を除く。）によるグループ（連名での任意の報告） <sup>(2)</sup>
報告方法	<input type="checkbox"/> 特定建築事業者と同様に、基準への適合状況を翌年度9月末日までに任意で報告することができる
基準適合	<input type="checkbox"/> 義務ではない
公表	<input type="checkbox"/> 特定建築事業者と同様に、市ホームページで公表 <sup>*</sup> される

※ 公表において特定建築事業者と任意の報告者の区別はしない。

表 2-2-7 特定建築事業者と任意の報告者の扱い

	報告書提出者	基準(義務)適合の必要性	適合状況の公表
特定建築事業者	特定建築事業者	必要	公表
任意の報告者	特定建築事業者以外の希望する建築事業者	必要としない	公表 (基準適合は必要としないが、適合状況も含め公表)

図 2-2-6 特定建築事業者と任意の報告者

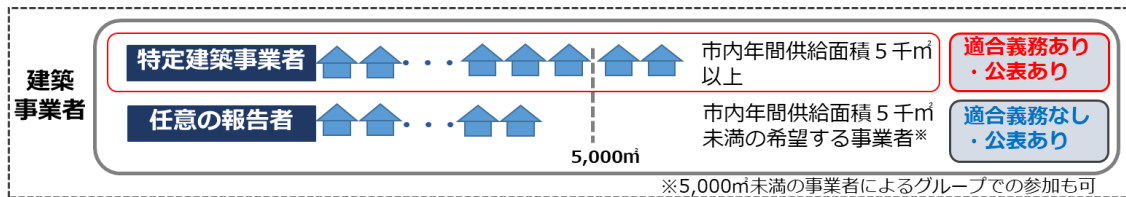
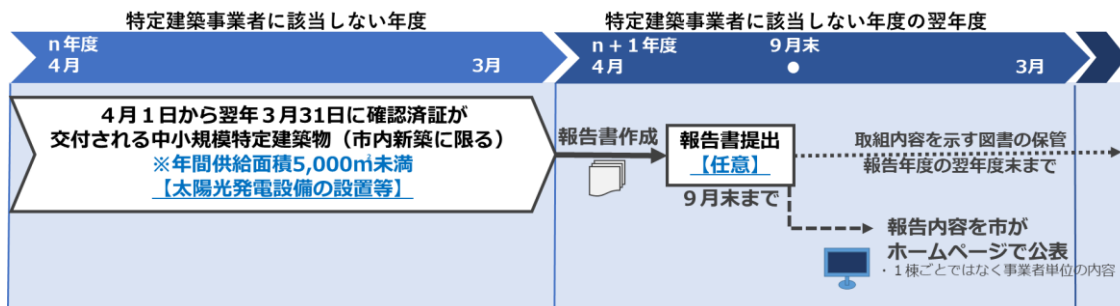


図 2-2-7 任意の報告の概要



(2) 複数の建築事業者の連名による任意の報告

複数の建築事業者（特定建築事業者を除く。）は連名で任意の報告書を提出することができる。この場合、複数の建築事業者が建設等する中小規模特定建築物全体を対象に、基準への適合状況等を判断することとなる。

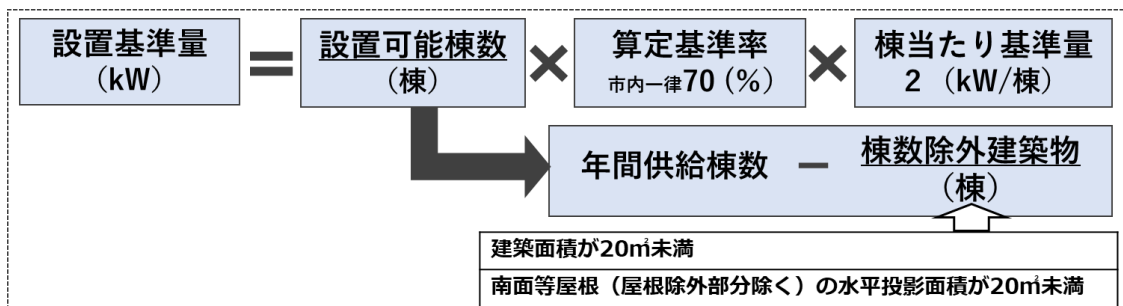
- 複数の建築事業者の年間供給面積の合計は 5,000 m<sup>2</sup>以上であることを要しない
- 連名の全ての建築事業者の設置可能棟数（P23 参照）の合計で設置基準量を算定し、全ての建築事業者の設置量（P38、P43 参照）の合計で当該基準への適合を判断する
- 報告書は代表申請者が全ての建築事業者の取組状況等を統合して提出する
- 連名で報告書を提出した場合は、全ての建築事業者名が公表（P35 参照）される

#### 4 設置基準量(設置義務量)

特定建築事業者は、「市内に新たに建設又は新築する中小規模特定建築物又はその敷地」(オンサイト)に設置する太陽光発電設備等の出力の合計が、規則で定める出力(設置基準量)以上となるようにしなければならない。設置基準量は、年度ごと、かつ特定建築事業者ごとに設定されるもので、1棟ごとに設置しなければならない出力を設定するものではない。

また、本制度は、新築建築物の屋根を活用し、物理的に設置可能な建築物への設置を促進していくものであるため、屋根面積が一定規模に満たない等の市が定める要件に該当する中小規模特定建築物(棟数除外建築物)について、設置基準量の算定の際に除外できる仕組みとしている。

図 2-2-8 設置基準量の算定



※年間供給棟数は、市内において新たに建設又は新築する中小規模特定建築物の棟数の合計(適用除外建築物の棟数を除く。)をいう。



(1) 特定建築事業者の単位（法人単位）

制度の対象は法人単位である。そのため、各法人の対象建築物により、各特定建築事業者の設置基準量を算定する。

◎ 1つの対象建築物の特定建築事業者が複数いる場合（設置基準量・設置量の考え方）

共同企業体が建設等する場合など、1つの対象建築物の特定建築事業者が複数である場合、基準適合するよう共同して措置を講じなければならない。

それぞれの特定建築事業者が、各社の設置可能棟数において1棟と計上する（按分しない。）。

また、それぞれの特定建築事業者が、当該対象建築物に設置する太陽光発電設備等について、全量を設置量（実績）として計上する（按分しない。）。

表 2-2-9 例：A社（出資比率8割）及びB社（出資比率2割）による建設共同企業体が建設請負事業者として建設する対象建築物（床面積の合計1,800㎡）に太陽光発電設備5kW設置

	取扱	A社	B社
年間供給面積	出資比率で按分	1,440㎡ (1,800㎡×0.8)	360㎡ (1,800㎡×0.2)
設置基準量	按分しない	各社が設置可能棟数において1棟として計上	
設置量（実績）	按分しない	各社が当該対象建築物に5kW（全量）設置として計上	

(2) 算定基準率

算定基準率は、市域の規模や地域特性を勘案して市内一律0.7（70%）と設定する。

(3) 棟当たり基準量

本制度は、建築物の屋根のポテンシャルを活用した太陽光発電設備の設置を促進するものであり、設置基準量は太陽光発電設備の規模（定格出力）により設定することとし、棟当たり基準量は太陽光発電設備2kWとする。この棟当たり基準量（2kW）は、特定建築事業者ごとの設置基準量を算定する際の「係数」として設定するものであり、中小規模特定建築物1棟ごとに2kWの設置を義務付けるものではない。

なお、太陽光発電設備の定格出力は、太陽電池モジュールの日本産業規格（JIS）又は国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力とす



る。モジュールの合計出力よりパワーコンディショナーの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用する。

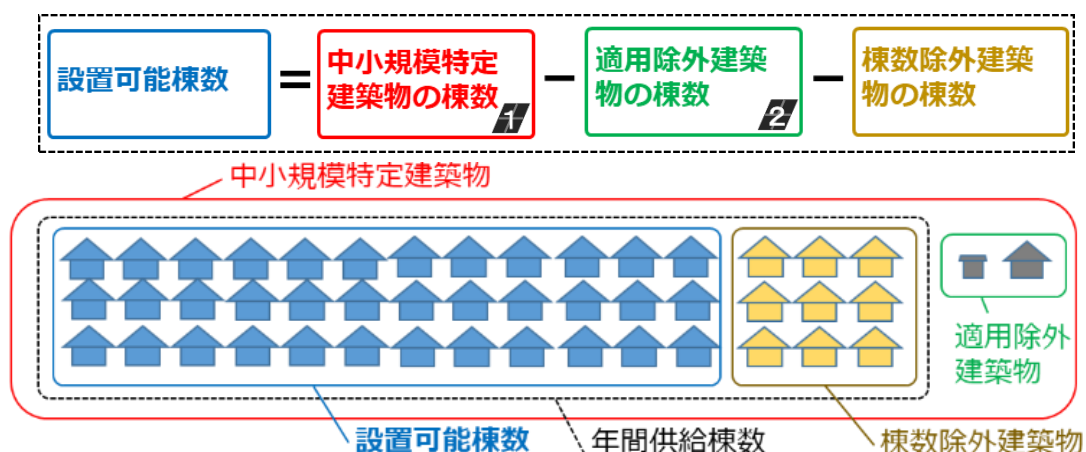
#### (参考) 太陽光発電設備の自立運転について

災害などで停電になった際、太陽光発電設備があれば非常用電源として日中利用できる。一般的に 1.5kW (1,500W) までの電力が使用でき、テレビや炊飯器、電気ポット、携帯電話の充電器などが利用可能。また、蓄電池があれば発電した電気をためられ、夜間や雨天でも電気を使えて安心（停電時の運転機能等について第7部参照）。

#### (4) 設置可能棟数

設置可能棟数は、特定建築事業者ごとに、対象建築物である中小規模特定建築物の棟数から、適用除外建築物の棟数と棟数除外建築物の棟数を除いて算出する。

図 2-2-9 設置可能棟数の算定イメージ



\* 図の「中小規模特定建築物」とは、当該年度の対象建築物であるものに限る

#### (5) 棟数除外建築物

棟数除外建築物は、対象建築物である中小規模特定建築物のうち、次の①又は②のいずれかに該当するものとする。

① 建築面積が 20 m<sup>2</sup>未満の建築物

② 南面等屋根（屋根除外部分を除く）の水平投影面積が 20 m<sup>2</sup>未満の建築物

棟数除外建築物で②を適用する場合は、1棟ごとに根拠図面等を市へ提出する必要がある。市は提出された図面等により要件に該当するか個別に確認を行う。棟数除外建築物については、対象事業者の判断により棟数除外建築物として計上しないこともできる

ものとする（要件に該当する建築物であっても、図面等の提出がない場合は棟数除外できない。）。

棟数除外建築物は、①又は②に該当する場合に限ることとし、例えば光害の影響等の個別事情を理由とした棟数除外は行わない。その場合であっても、1棟ごとに設置を求める制度ではないため、太陽光発電設備の設置に適しているか十分な検証が必要であることに留意する。

なお、棟数除外建築物（設置可能棟数から除いた建築物）であっても、太陽光発電設備等を設置した場合には、設置量に計上することができる。

### （6） 建築面積

建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積による（建ぺい率算定の基礎となる建築面積ではない。また、特例軒等の除外はしない。）。

図 2-2-10 確認計画概要書第二面（抜粋）

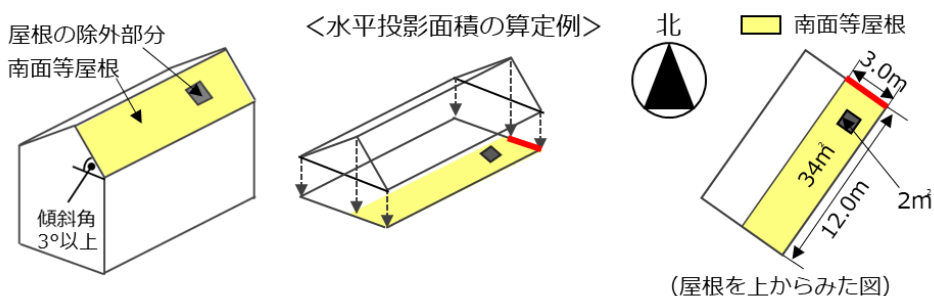
【10. 建築面積】	(申請部分 )	(申請以外の部分)	(合計 )
【イ. 建築物全体】	( )	( )	( )
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	( )	( )	( )
【ハ. 建蔽率】	( )	( )	( )

建築面積
既に建築物がある場合は本制度の対象外

### （7） 水平投影面積

水平投影面積は、建築物を真上から見たときの面積であり、建築物に凹凸や傾斜の部分があっても、その建築物が水平だとして図った面積をいう。そのため、傾斜屋根（P27参照）の場合、屋根の実面積（表面積）より小さく算定される。

図 2-2-11 水平投影面積



## 5 南面等屋根

設置基準量の算定における棟数除外建築物の「南面等屋根（屋根除外部分除く）」は次のとおりとする。

表 2-2-10 南面等屋根

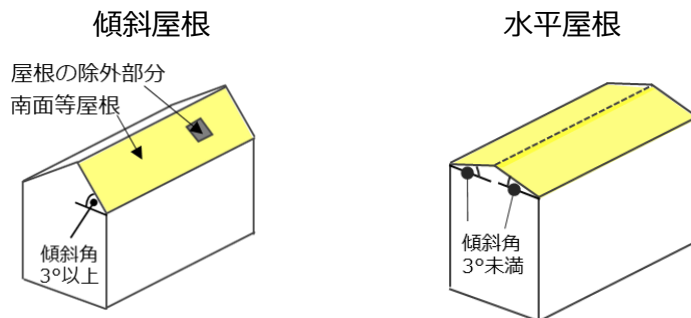
<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</div>	<b>南面等屋根（屋根除外部分除く）</b> ◎棟数除外建築物は根拠図面の提出が必要。
<b>南面等屋根</b>  右に該当する屋根の部分	<input type="checkbox"/> <b>傾斜屋根の部分</b> （傾斜角 $3^\circ$ 以上 <sup>(1)</sup> の部分を含む。）のうち、 <b>真方位 <math>90^\circ</math> 以上 <math>270^\circ</math> 以下の方向<sup>(2)</sup></b> に面する部分 ※ただし、次の <b>屋根除外部分<sup>(3)</sup></b> を除く  <input type="checkbox"/> <b>水平屋根の部分</b> （傾斜角 $3^\circ$ 未満 <sup>(1)</sup> の部分を含む。） ※ただし、次の <b>屋根除外部分<sup>(3)</sup></b> を除く
<b>屋根除外部分</b>  右の <b>いずれかに</b> 該当する部分          ※屋根除外部分でも、太陽光発電設備等を設置した場合は、 <b>設置した量を計上できる</b>	<input type="checkbox"/> ①地階を除く階数が2の建築物における1階の屋根  <input type="checkbox"/> ②地階を除く階数が3以上の建築物における2階以下の屋根  <input type="checkbox"/> ③バルコニー及び同じ階にある専有部分である居室から出入りする屋上部分（階段室から出入りする屋上部分を除く。）  <input type="checkbox"/> ④傾斜角 $60$ 度超えの屋根  <input type="checkbox"/> ⑤ひさし及びポーチの屋根  <input type="checkbox"/> ⑥天窓及びその周囲 $30$ センチメートル以内の部分  <input type="checkbox"/> ⑦雨どい、パラペット、排水溝の部分  <input type="checkbox"/> ⑧その他効率的に設置することが困難と市長が認める部分  <input type="checkbox"/> ⑨水平屋根の部分の水平投影面積は $\frac{6}{5}$ を乗じた面積とすることができる（ $\frac{6}{1}$ は屋根に含まない部分）

(1) 傾斜角

「傾斜屋根」は、屋根の傾斜角  $3^\circ$  以上の部分をいう ( $60^\circ$  を超える場合は除外する。)

「水平屋根」は、屋根の傾斜角  $3^\circ$  未満の部分のいう。

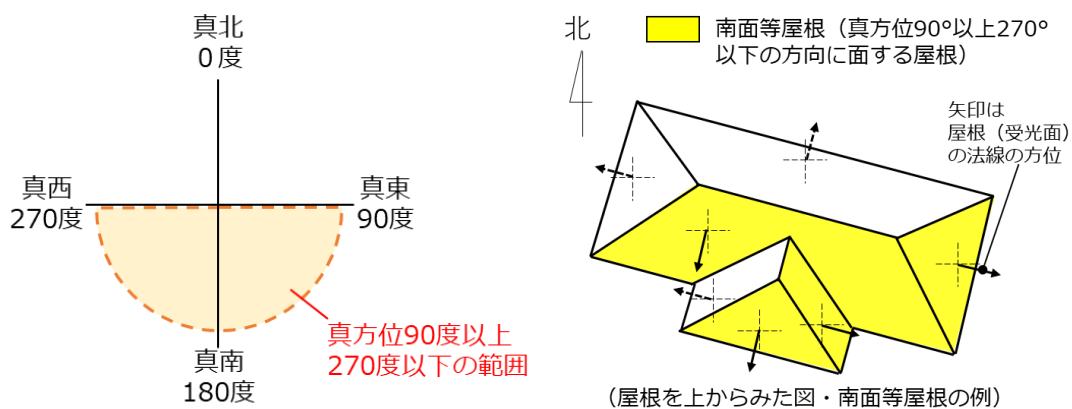
図 2-2-12 傾斜屋根と水平屋根



(2) 真方位  $90^\circ$  以上  $270^\circ$  以下の方向 (傾斜屋根の場合)

太陽光発電設備を設置することを踏まえ、傾斜屋根における南面等屋根の方向は、屋根 (受光面) の法線が南を含む真東から真西までの範囲 (方位角でいう真方位  $90^\circ$  以上  $270^\circ$  以下) にあるものをいう。

図 2-2-13 方位角と南面等屋根の例

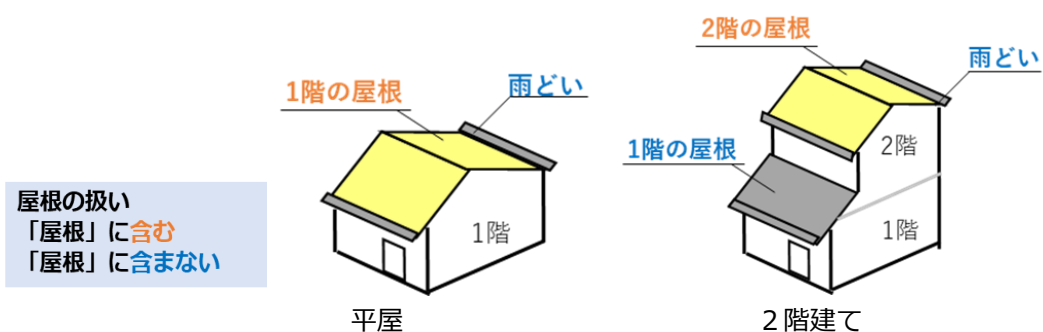


(3) 屋根除外部分

棟数除外建築物の要件における「屋根」の面積に含める範囲は、太陽光発電設備を設置する際の日影の影響等を考慮し、次のとおりとする（①～⑨は屋根に含まない。）。

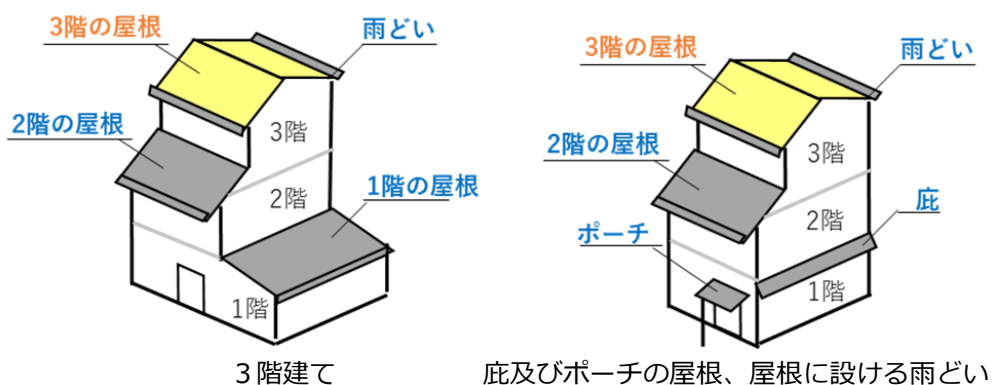
- ① 地階を除く階数（建築基準法上の階数をいう。以下同じ。）が2の建築物における1階の屋根

図 2-2-14 屋根除外部分のイメージ①



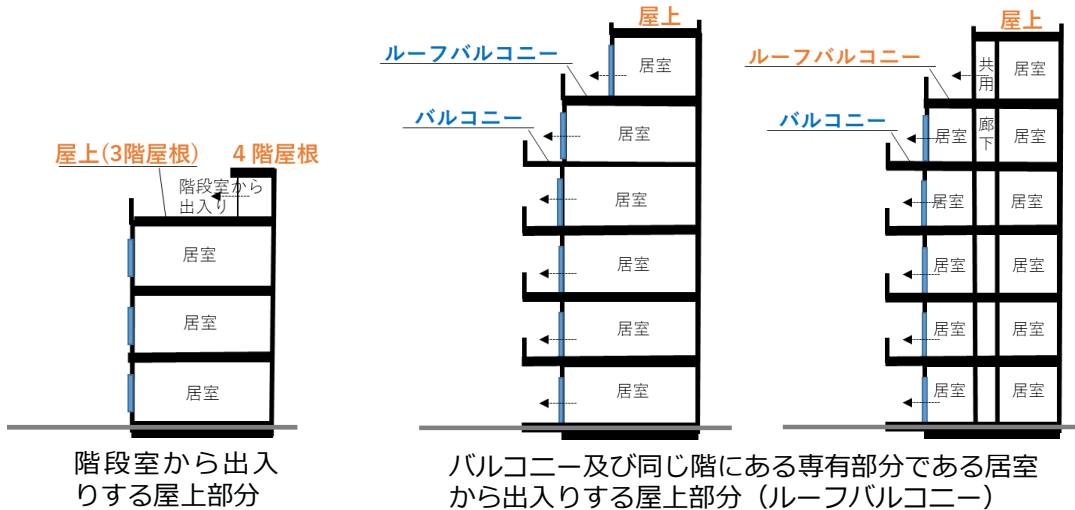
- ② 地階を除く階数が3以上の建築物における2階以下の屋根

図 2-2-15 屋根除外部分のイメージ②



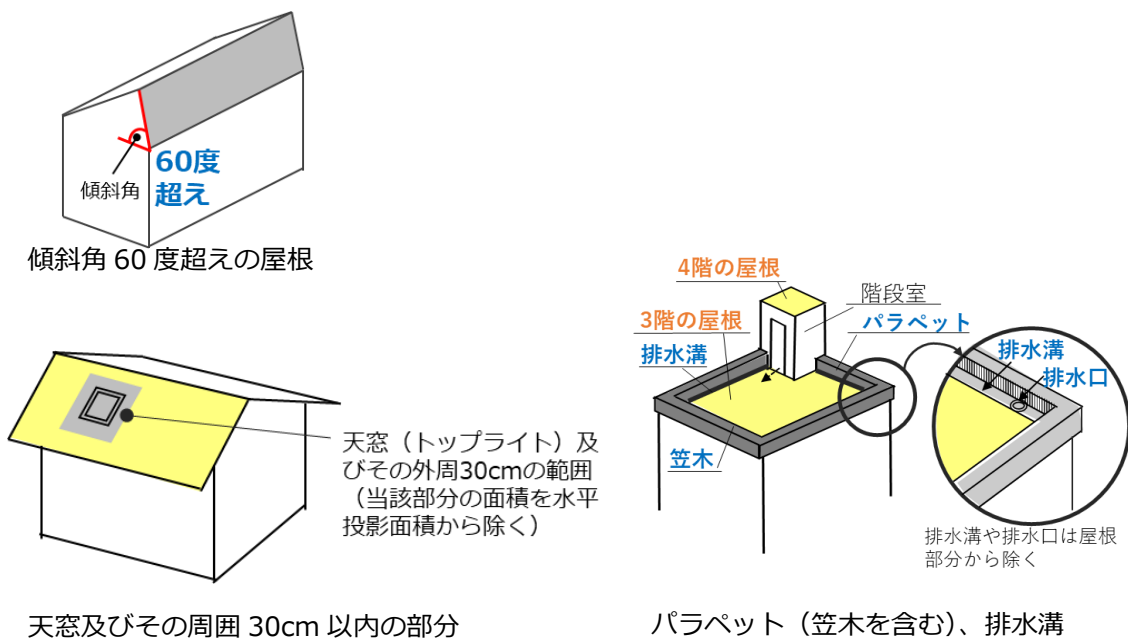
- ③ バルコニー及び同じ階にある専有部分である居室から出入りする屋上部分（階段室から出入りする屋上部分を除く。）

図 2-2-16 屋根除外部分のイメージ③



- ④ 傾斜角 60 度超えの屋根  
※傾斜角 60 度以内であっても光害には注意すること
- ⑤ ひさし及びポーチの屋根
- ⑥ 天窓及びその周囲 30 センチメートル以内の部分
- ⑦ 雨どい、パラペット、排水溝の部分

図 2-2-17 屋根除外部分のイメージ④～⑦



⑧ その他効率的に設置することが困難と市長が認める部分

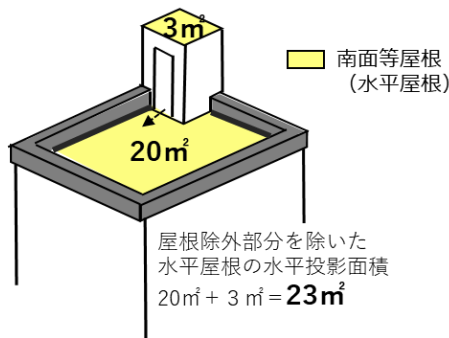
- ・ドーマー屋根（やねから突き出した窓）の部分等
- ・共同受信設備、避雷針、煙突、建築設備の部分等

基本的には上記に該当する場合に限ることとし、上記以外の例えば実際の日影や光害の影響等の個別事情を理由とした面積除外は行わない。

なお、屋上を休憩所、スポーツ施設、駐車場で利用する部分等も面積除外は行わない（「屋根」に含む。）。

⑨ 水平屋根の部分の水平投影面積は6分の5を乗じた面積とすることができる（6分の1は屋根に含まない部分）

図 2-2-18 水平屋根の水平投影面積の算定例



◎屋根除外部分を除いた水平屋根の

水平投影面積 = 23 m<sup>2</sup>

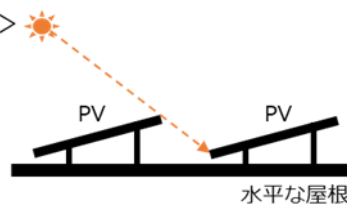
補正後の水平投影面積 = 23 × 5/6 ÷ 19.17 m<sup>2</sup>

⇒ 20 m<sup>2</sup>未満のため、棟数除外建築物に該当

水平屋根の水平投影面積は、隣り合って設置する太陽光発電設備の日影を考慮した離隔が必要であることから、傾斜屋根よりも屋根面積を多く必要とする。そのため、⑨のとおり、水平屋根の水平投影面積は6分の5を乗じて補正ができるものとする。

図 2-2-19 参考：水平屋根における太陽光発電設備の設置イメージ

<PV離隔イメージ>



傾斜屋根	10m <sup>2</sup> /kW*
水平な屋根	12m <sup>2</sup> /kW*

6/5倍

※環境省「平成30年度再生可能エネルギーに関するソーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」より作成

(参考) 太陽光発電設備の必要設置面積

◎ **屋根除外部分への太陽光発電設備等の設置について**

南面等屋根における屋根除外部分については、本制度の設置基準量における棟数除外建築物の市の判断基準として定義したものであり、実際に2kW設置できるかといった設置の適否とは異なることに留意すること。

実際の設置検討においては、屋根除外部分であっても太陽光発電設備の設置に適する場合や、屋根除外部分ではなくても太陽光発電設備の設置に適さない場合もあり得る。太陽光発電設備の設置の適否については、個々の建築物又はその敷地や隣地等の状況により、事業者の責任で検討、判断することが必要で、その上で屋根除外部分への設置についても設置量に計上することができる。





## 6 適合状況と達成率

報告書に記載する「設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）」は次のとおりとする。

また、「太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況」は次のとおりとする。

表 2-2-11 適合状況・達成率

<b>5</b>	<b>適合状況・達成率（n年度）</b> ◎年度ごとに特定建築事業者(又は任意の報告者)単位で算定(判断)する。
<b>達成率</b> [%]	<input type="checkbox"/> 算定式  <b>達成率 [%] *</b> $= \frac{\text{設置量の合計}_{(1)} [\text{kW}]}{\text{設置基準量} [\text{kW}]} \times 100$ パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て整数での値とする
<b>適合状況</b> 右のいずれか1つ 該当する項目	<input type="checkbox"/> 適合する（達成率が100%以上）  <input type="checkbox"/> 適合しない（達成率が100%未満）  <input type="checkbox"/> 全て基準適用対象外建築物（  適用除外建築物又は  棟数除外建築物をいう。）

※ 設置基準量が0kWの場合、達成率は算出しない。

### （1）設置量の合計

設置量の合計は、オンサイトに設置した太陽光発電設備の設置量及び代替措置により設置した設置量（第3部参照）の合計である。

図 2-2-20 設置基準量の算定と適合状況の例 1

◎主に戸建て住宅を建設する例

市内における当該年度の新築棟数が50棟（床面積の合計5,100㎡）うち棟数除外建築物10棟である事業者を想定します。  
適用除外建築物は除く

■年間供給棟数 50棟（床面積の合計5,100㎡） ⇒ 特定建築事業者に該当  
 ■設置可能棟数 40棟（年間供給棟数より棟数除外建築物10棟を除いた棟数）

**設置基準量** =  $\frac{\text{設置可能棟数}}{40} \times 70\% \times 2 \text{ kW/棟} = 56 \text{ kW}$

<例>  
**実際に設置した容量**  
 6 kWを 5棟に設置 ⇒ 30kW  
 4 kWを 4棟に設置 ⇒ 16kW  
 2 kWを 6棟に設置 ⇒ 12kW  
 合計15棟 合計58kW  
※他の25棟は設置なし

**適合状況** 実際に設置した容量が58kWとすると、設置基準量である56kW以上のため**基準適合**  
**達成率** =  $58 \text{ kW} \div 56 \text{ kW} \times 100 = 103\%$  （小数点以下切り捨て）

図 2-2-21 設置基準量の算定と適合状況の例 2

◎主にマンション・ビル等を建設する例

市内における当該年度の新築棟数が5棟（床面積の合計5,100㎡）である事業者を想定します。  
適用除外建築物は除く


■年間供給棟数（設置可能棟数） 5棟（床面積の合計5,100㎡） ⇒ 特定建築事業者に該当

**設置基準量** =  $\frac{\text{設置可能棟数}}{5} \times 70\% \times 2 \text{ kW/棟} = 7 \text{ kW}$

<例>  
**実際に設置した容量**  
 10kWを 1棟に設置 ⇒ 10kW  
 合計1棟・10kW  
※他の4棟は設置なし

**適合状況** 実際に設置した容量が10kWとすると、設置基準量である7kW以上のため**基準適合**  
**達成率** =  $10 \text{ kW} \div 7 \text{ kW} \times 100 = 142\%$  （小数点以下切り捨て）

太陽光10kW



中小規模特定建築物  
 年間供給面積：5,000㎡以上の場合、対象事業者となる

## 7 公表

本制度は、提出された報告書に基づき、建築事業者名や適合状況その他規則で定めた事項を市ホームページに公表することで、事業者の事業活動を脱炭素化へ誘導することを目的としている。そのため、1棟ごとの状況を公表するものではなく、建築事業者ごとの適合状況等を公表する。また、特定建築事業者と任意の報告者とは区別なく公表する。連名の報告書については、全ての建築事業者名を公表する。

n年度の対象建築物については、報告書の提出されるn+1年度に公表することとなる。

なお、制度開始初年度である令和7年度の対象建築物については、これから太陽光発電設備等の設置に取り組む建築事業者がいることに配慮し、建築事業者名のみ公表とし、達成率及び適合状況については公表しないこととする（試行実施）。

図 2-2-22 （参考）公表イメージ

### 公表イメージ（令和8年度分）

令和8年度  
特定建築事業者及び任意の報告者

建築事業者	達成率※	適合状況※	備考※
●●●●社	●●●%	適合	-
×××社	●●%	不適合	-
△△△△△社	-	-	全棟基準適用対象外建築物
◎◎◎社 ▲▲▲▲▲▲社	●●●%	適合	-

※達成率：設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率  
（太陽光発電設備等の出力には、代替措置等を含める。）  
適合状況：太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況  
「適合」は達成率100%以上  
「不適合」は達成率100%未満  
「-」は全棟基準適用対象外建築物（達成率の算定及び適合状況の判断を行わない）

### 令和7年度分（試行実施）

制度運用開始初年度である令和7年度分については、達成率及び適合状況の公表は行わず、建築事業者名のみ公表のため、公表形式は上記と異なります。（改正規則附則1ただし書き）

### 第3部 義務履行手段と設置量

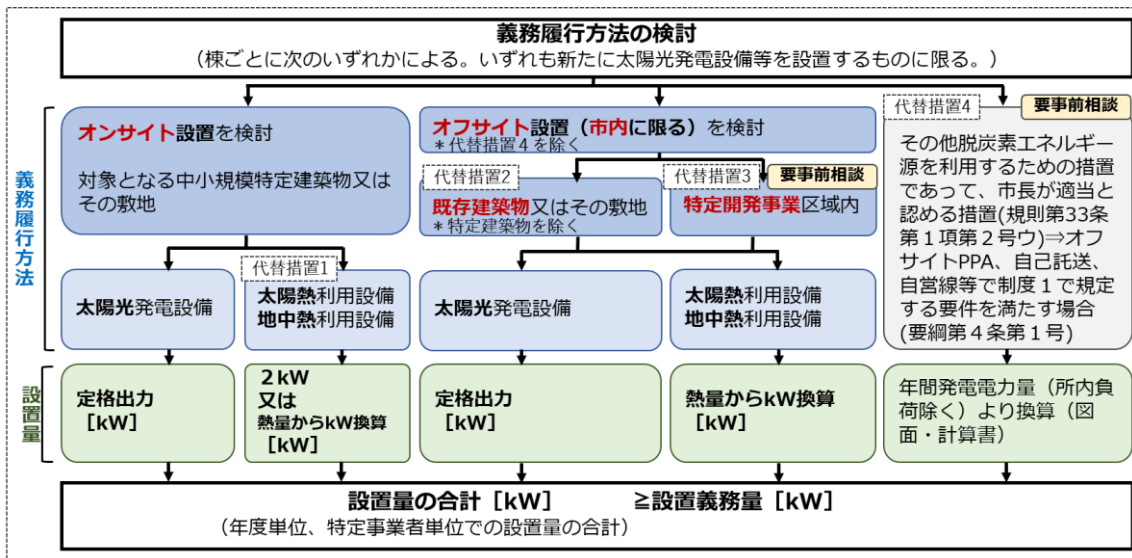
#### 第1章 太陽光発電設備等の設置検討フロー

##### 1 設置検討フロー

本制度は、特定建築事業者に対し、建築物への太陽光発電設備等の設置を求める制度であるため、太陽光発電設備をオンサイトで新たに設置することを原則としており、その概要及び設置検討フローは次のとおりである。

- 太陽光発電設備の設置場所は、原則、市内において新たに建設又は新築する中小規模特定建築物又はその敷地内（オンサイト）とする。
- オンサイト設置では、太陽光発電設備以外に、太陽熱・地中熱利用設備等の設置を代替措置として対象とする。
- 当該中小規模特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）への設置も条件付きで認めることとし、その場合、市内の既存建築物又はその敷地への新設、又は温対条例に規定する特定開発事業区域内への新設を代替措置として対象とする。
- オフサイト設置においても、太陽光発電設備以外に太陽熱・地中熱利用設備等も対象とする。
- 市内の既存建築物及びその敷地への新設においては、新たに太陽光発電設備等を設置するものに限る（増設も対象）。
- オンサイト・オフサイトとも、太陽光発電設備は、建築物の屋根上のほか、壁面・窓面・手すり等への設置、ソーラーカーポート等も対象とする。

図 3-1-1 設置検討フロー

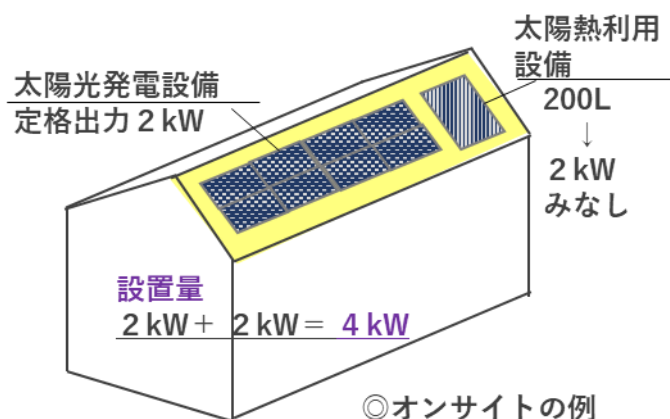


\* 再エネ調達は本制度の義務履行方法としては対象外である。

\* 設置にあたっては、建築基準法等関係規定を順守すること

1棟の建物に太陽光発電設備と太陽熱利用設備（又は地中熱利用設備）の両方を設置する場合には、太陽光発電設備の定格出力と太陽熱利用設備（又は地中熱利用設備）の出力を合算した出力を設置量とできる。

図 3-1-2 設置量の合算イメージ



◎（参考）設置にあたっての留意点

建築物等に太陽光発電設備等を設置する場合、建築主や購入者等に導入効果（発電量、投資回収年数等）を十分説明して理解を得るとともに、近隣建物への光害の影響等、太陽光発電設備等の設置に適しているか、十分検証することに留意する必要がある。

また、建築基準法における日影規制等を参考にしながら、隣地の建築物からの日影の影響や、将来建設される隣地の建築物の高さ等についても考慮した上で、設置する屋根の方位や位置を検討することも重要である。

※以下の URL から市内の用途地域及び日影規制について確認することができる。

ガイドマップかわさき（都市計画情報）：

<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>

よくある質問（FAQ）斜線制限及び日影規制について：

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/faq/500/0000118345.html>

## 第2章 中小規模特定建築物又はその敷地内(オンサイト)への太陽光発電設備等の設置

### 電設備等の設置

#### 1 オンサイト設置可能設備の種類

本制度に適合するための措置として、対象建築物となる中小規模特定建築物又はその敷地内（以下、「オンサイト」という。）に設置することができる設備（以下、「オンサイト設置可能設備」という。）は、①から④とする。なお、ペロブスカイト太陽電池は①太陽光発電設備に該当する。

建物の屋根上、壁面、窓面、手すり等に設置する太陽電池のほか、ソーラーカーポート等も①太陽光発電設備に含む（設置にあたっては、建築基準法等関係法令を遵守することが必要である。）。

- ① 太陽光発電設備
- ② 太陽熱利用設備
- ③ 地中熱利用設備
- ④ その他の脱炭素工ネ利用設備

#### 2 設置量の算定

##### (1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備（屋根上、壁面、窓面、手すり等）の設置量は、定格出力とする。

太陽光発電設備の定格出力は、太陽電池モジュールの日本産業規格（J I S）又は国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力とする。モジュールの合計出力よりパワーコンディショナーの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用する。

##### (2) 太陽熱・地中熱利用設備

住宅用太陽熱利用設備又は住宅用地中熱利用設備を中小規模特定建築物又はその敷地に設置した場合、1設備（系統）あたり2kWの定格出力を備えた太陽光発電設備の設置とみなして、設置量として計上できる（このみなし換算はオンサイトへの設置に限る。）。

また、設置する設備が住宅用でない場合、又は住宅用であっても特定建築事業者等が希望するときは、熱利用量から太陽光発電設備相当量への熱量換算を行い、設置量とし

て計上する。その場合、年間熱利用量 3,600MJ を太陽光発電設備 1 kW 相当として換算し、併せて年間熱利用量の根拠資料等を提出する。

図 3-2-1 熱利用設備の熱量換算による計算

熱利用設備の熱量（エネルギー）換算方法		
◆ 太陽光発電設備による年間発電量（建築設備設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修より） 太陽光発電設備 1 kWあたり 約1,000kWh/年の発電量		
◆ 熱エネルギーの単位（MJ）に変換 1,000kWh/年 = 3,600MJ/年 【1 kWh = 3.6MJ】		
熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算方法 熱利用量3,600MJ/年を太陽光発電設備 1 kW相当とする		
計算例（太陽熱利用設備の場合）		
住宅用の太陽熱利用設備を設置する場合を想定します。		
【一般社団法人ソーラーシステム振興協会HP】 太陽熱利用システム導入効果の目安	太陽熱システムの種類	太陽熱利用量※
	ソーラーシステム	6㎡（300L） 9,399MJ/年
		※太陽熱利用量は、実際に設置する設備により異なるため、根拠資料等を提出する。
<b>設置量</b>	熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算 $9,399\text{MJ}/\text{年} \div 3,600\text{MJ}/\text{年} \approx 2.6$ 太陽光発電設備2.6kWを設置したものとみなす	
太陽光発電設備と太陽光発電設備以外の両方を設置する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。		

表 3-2-1 オンサイト設置可能設備の種類と設置量（出力）

設備の種類	出力
太陽光発電設備※ <sup>1</sup>	・ 定格出力（公称最大出力の合計出力）【単位 kW】（モジュールの合計出力よりパワコンの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用）
太陽熱利用設備	・ オンサイト 1 件に設置した 1 設備（系統）あたり太陽光発電設備 2 kW 設置とみなす 又は熱量換算により太陽光発電設備相当量を算出【単位 kW】
地中熱利用設備	
その他脱炭素エネルギー利用設備※ <sup>2</sup>	・ 個別に太陽光発電設備相当量を算出【単位 kW】

※ 1 屋根上以外の場所（壁面、窓面、手すり等）に設置する場合やペロブスカイト等の太陽電池を含む。

※ 2 将来の技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて追加を検討する。



### 3 太陽光発電設備等の設置

#### (1) 導入方法（自己所有、オンサイト PPA、リース等）

オンサイトへの太陽光発電設備等の設置において、建物所有者が当該太陽光発電設備等を所有する手法のほか、リース等の初期費用を軽減する手法により設置することも可能である（対象建築物の新築に伴い設置を計画したもの。設置者や所有者は問わない。）。また、オンサイトに設置する場合、発電した電気の利用方法は問わない（敷地内利用、余剰売電、全量売電のいずれも可。）。

表 3-2-2 オンサイトの設置手法例<sup>※</sup>

費用負担・設備の所有者	電気の利用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の費用で太陽光発電設備を設置・維持管理</li> <li>・太陽光発電設備は建物所有者が所有</li> </ul> <p><b>自己所有モデル等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気は建物所有者が利用（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置</li> <li>・太陽光発電設備は事業者（第三者）が所有・維持管理</li> </ul> <p><b>PPA モデル等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気は事業者（第三者）から建物所有者に供給</li> <li>・建物所有者は事業者（第三者）へ電力の利用料金等を支払い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置</li> <li>・太陽光発電設備は事業者（第三者）が維持管理</li> <li>・建物所有者は太陽光発電設備を借受</li> </ul> <p><b>リースモデル等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気は建物所有者が利用</li> <li>・建物所有者は事業者（第三者）へリース料金等を支払い</li> </ul>

※この他、同等の手法についても、基準適合のための措置として利用可能（P76 参照）

#### (2) 太陽光発電設備等の設置場所

オンサイトへの太陽光発電設備等の設置場所は、建物の屋根上に設置するほか、壁面、窓面、手すり等への設置や、建物の敷地内におけるカーポート等への設置も対象とする。

#### (3) 同一敷地内に同時に複数棟を新築する場合

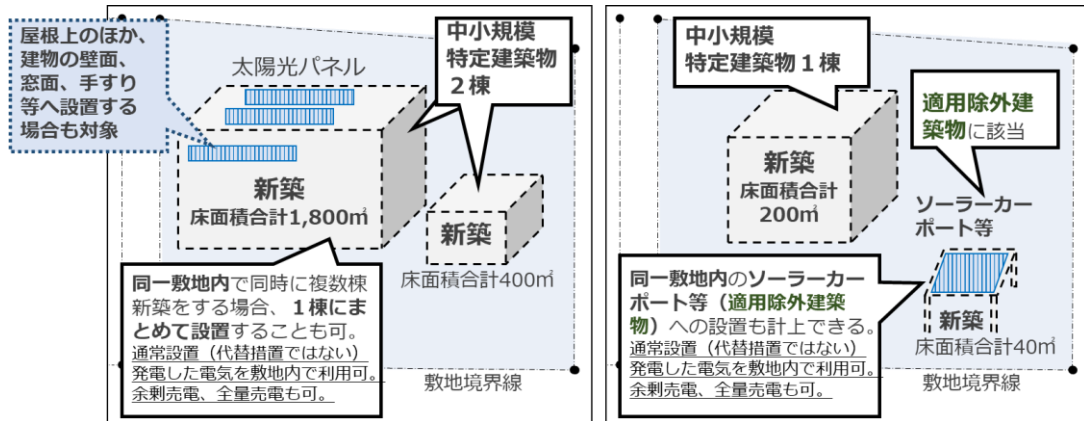
同一敷地内に同時に複数の建築物（複数棟）を新築する場合は次のとおりとする。

- 対象建築物（中小規模特定建築物であるか）は棟ごとに判断する
- 同一敷地内に同時に複数棟の新築をする場合は、敷地内の1棟に寄せて太陽光発電設備等を設置してもよい。



- 同一敷地内に同時に新築する「適用除外建築物」又は「棟数除外建築物」があり、それに太陽光発電設備等を設置する場合、設置量として計上できる

図 3-2-2 同一敷地内に同時に複数棟を新築する例

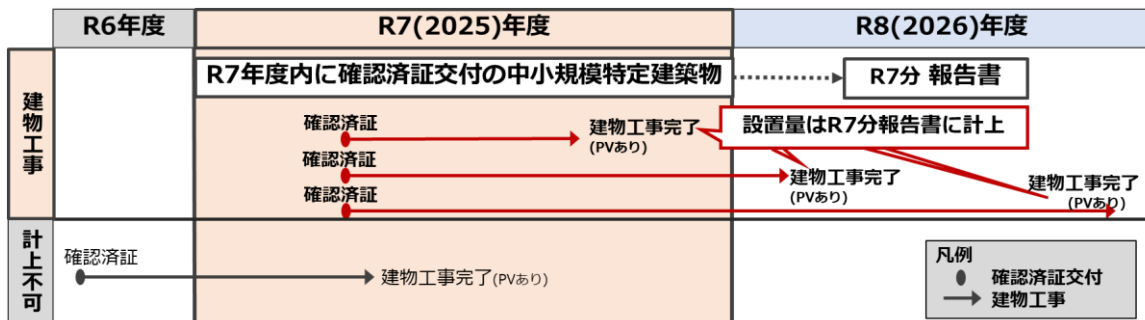


(4) 太陽光発電設備等の設置時期

当該年度（n年度）に確認済証が交付された中小規模特定建築物（又はその敷地。（3）において適用除外建築物等に設置した場合を含む。）に、当該新築工事（建物工事）とあわせて太陽光発電設備等を設置する場合は、n年度の設置量として計上する。

- 報告時期までに新築工事（建物工事）が完了していない場合も含め、n年度の設置量として計上する。
- リースや屋根貸し等により第三者設置する場合も同様とする。

図 3-2-3 オンサイトの設置時期と報告年度の例



## 第3章 中小規模特定建築物及びその敷地以外(オフサイト)への太陽光

### 発電設備等の設置

#### 1 オフサイト設置可能設備・手法

オンサイトへの太陽光発電設備等の設置の代替措置として、本制度に適合するため、当該中小規模特定建築物及びその敷地以外の市内の建築物（特定建築物を除く。）又はその敷地（以下、「オフサイト」という。）に設置できる設備（以下、「オフサイト設置可能設備」という。）及びその設置手法は、次のとおりとする。

オフサイト設置可能設備は、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備を基本とし、定格出力の太陽光発電設備を中小規模特定建築物に設置したものとみなす。

設置手法は、(1)市内既存建築物又はその敷地への設置、(2)特定開発事業に係る区域内（温対条例第19条に規定する開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した場合に限る。）への設置、(3)その他市長が認める措置である。

表 3-3-1 オフサイト設置手法等

履行方法	設置手法		オフサイト設置可能設備及び設置量（出力）
	発電設備等の設置場所	電気等を利用する施設	
オフサイトへの設置 【(3)を除く】	(1)既存建築物 又はその敷地	市内	太陽光発電設備：定格出力 熱利用設備：年間熱利用量 3,600MJ あたり 1 kW
	(2)特定開発事業に係る区域内	市内	
(3)その他市長が認める措置			市長が認める出力

- ※ (1)、(2)は、当該年度に新たに設備を設置する場合に限る
- ※ (1)、(2)は、特定建築事業者が契約に基づき第三者に設置させる場合も、特定建築事業者が設置したのものとして対象とする（特定建築事業者と第三者の間の契約書の写しを添付すること）
- ※ (1)～(3)の措置の適用について、設置量の上限は設けない
- ※ (2)は、開発事業地球温暖化対策等計画書を市に提出した事業に限る
- ※ (3)は、オフサイト PPA、自己託送、自営線などが該当し、事前相談が必要（特定建築物太陽光発電設備等導入制度（制度1）と同様の要件を満たした場合に限る）

※ 再エネ調達（小売電気事業者から再生可能エネルギー由来の電気を購入する、又は一般社団法人日本卸電力取引所等から非化石証書等を購入する等）は代替措置としない

## 2 設置量の算定

### (1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備の設置量は、定格出力とする。

太陽光発電設備の定格出力は、太陽電池モジュールの日本産業規格（J I S）又は国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力とする。モジュールの合計出力よりパワーコンディショナーの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用する。なお、既存の設備に増設する場合は、増設に係る部分の設置量が計上できるものとする。

### (2) 太陽熱・地中熱利用設備

熱利用量から太陽光発電設備相当量への熱量換算を行い、設置量として計上する。年間熱利用量 3,600MJ を太陽光発電設備 1 kW 相当とし、年間熱利用量の根拠資料等を提出する。なお、オンサイトの項にあるみなし換算はできない。

表 3-3-2 オフサイト設置可能設備の種類と設置量（出力）

設備の種類	設置量（出力）
太陽光発電設備 <sup>※1</sup>	・ 定格出力（公称最大出力の合計出力）【単位 kW】 （モジュールの合計出力よりパワコンの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用）
太陽熱利用設備	・ 熱量換算により太陽光発電設備相当量を算出 【単位 kW】
地中熱利用設備	
その他脱炭素エネ利用設備 <sup>※2</sup>	・ 個別に太陽光発電設備相当量を算出 【単位 kW】

※1 屋根上以外の場所（壁面、窓面、手すり等）に設置する場合やペロブスカイト等の太陽電池を含む。

※2 将来の技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて追加を検討する。

### 3 既存建築物又はその敷地への設置

#### (1) 既存建築物

既存建築物とは、当該年度（n年度）末に建物工事が完了している市内の建築物をいう。当該既存建築物の新築時の施工者や現所有者は問わない。ただし、制度1（特定建築物太陽光発電設備等導入制度）の対象建築物である「特定建築物」は除く（二重計上は不可）。

（参考）

#### 規則第33条第1項第2号ア（既存建築物への設置）

『当該中小規模特定建築物及びその敷地以外の市内の建築物<sup>①</sup>（特定建築物を除く<sup>②</sup>。）  
又はその敷地に太陽光発電設備又は前号アからウまでに掲げる設備を設置<sup>③</sup>し、当該設備で発生される電気又は熱を当該建築物及びその敷地で利用する<sup>④</sup>ために必要な措置』

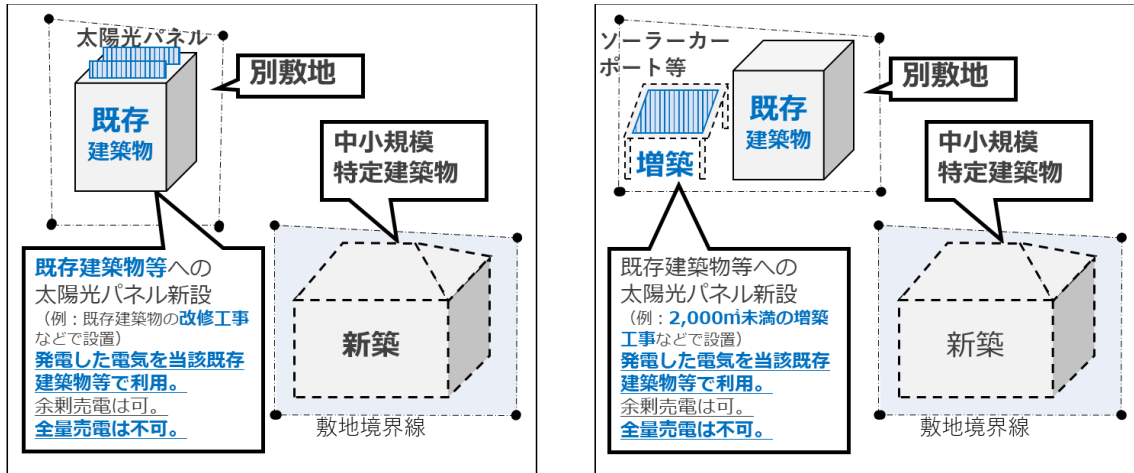
- ① 当該年度（n年度）末時点で市内に存する建築物（n年度に新築する建物で、n年度末までに建物工事が完了している建築物も含む）
- ② 床面積の合計が2,000㎡以上の特定建築物（制度1の対象建築物）及びその敷地は対象外。
- ③ 太陽光発電設備、太陽熱利用設備又は地中熱利用設備を新たに設置（新設又は増設）するもの。設備を増設する場合は、増設分が対象。
- ④ 電気（又は熱）を当該建築物（＝既存建築物）及びその敷地内で利用する。電気（又は熱）の一部を当該建築物（＝既存建築物）及びその敷地内で利用すれば、余剰電力等は売電しても構わない。（全量売電は不可）

#### (2) 太陽光発電設備等の設置場所・導入方法

次の要件に全て該当する市内既存建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の新設は、市内における再エネ利用設備の設置拡大に資するものであり、設置基準に適合するための措置として認める。

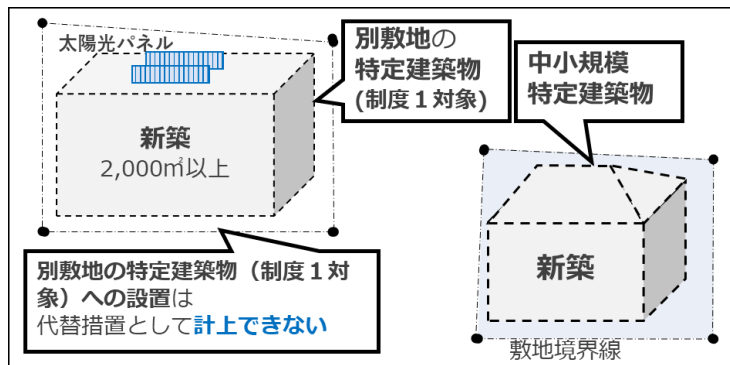
- 市内既存建築物又はその敷地に太陽光発電設備、太陽熱利用設備又は地中熱利用設備を新設（又は増設）する。
- 発電した電気（又は発生した熱）は当該既存建築物又はその敷地で利用する（余剰電力等の売電は可。全量売電は不可。）。
- 設置にあたっては、建築基準法等関係法令を遵守する。

図 3-3-1 代替措置（既存建築物等への設置）の例



※既存建築物等：既存建築物又はその敷地

（参考）特定建築物又はその敷地への設置は不可



（3）既存建築物への太陽光発電設備等の設置者の特定

特定建築事業者に代わり、以下のいずれかの場合により当該特定建築事業者以外の者が太陽光発電設備等を市内既存建築物又はその敷地に設置した場合も、当該特定建築事業者が設置したものとみなし、基準に適合するための措置として認める（関係性が確認できる資料の添付が必要。）。

表 3-3-3 既存建築物又はその敷地へ新設する代替措置として認める条件

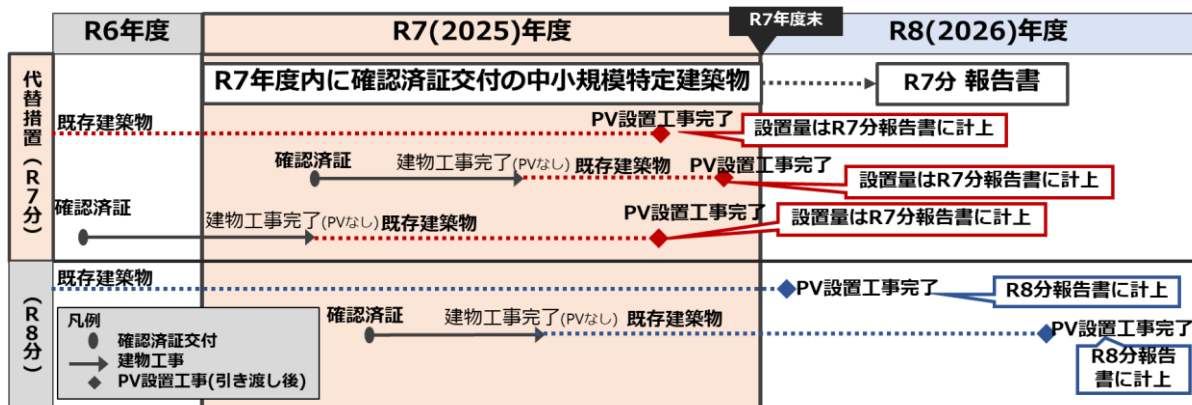
特定建築事業者との関係	基準に適合するための措置として認める条件
資本関係があること	特定建築事業者と持株率 20%以上の資本関係がある事業者（グループ会社等）が設置する場合
事業連携していること	特定建築事業者又は特定建築事業者と資本関係がある事業者との事業連携契約等を基に設置する場合

(4) 太陽光発電設備等の設置時期

市内既存建築物又はその敷地への設置の場合、当該設備を新設した年度における措置として計上できる。

- 例：n年度に太陽光発電設備の設置工事を完了⇒n年度の設置量として計上

図 3-3-2 代替措置（既存建築物又はその敷地への設置）の設置時期と報告年度の例



PV：太陽光発電設備等

## 4 特定開発事業に係る区域内での設置

### (1) 特定開発事業の予定建築物

「特定開発事業」とは、温対条例第 19 条第 1 項又は第 2 項に規定する開発事業である。その「予定建築物」とは、規則第 16 条（規則第 20 条による場合を含む。）に規定する建築物である。温対条例第 19 条第 1 項又は第 2 項により、「開発事業地球温暖化対策等計画書」の提出を行うものに限る。

なお、代替措置として特定開発事業に係る区域内での設置を適用する場合は、添付資料の作成などについて個別に確認する必要があるため、事業計画段階で早期に事前相談を行うこと。

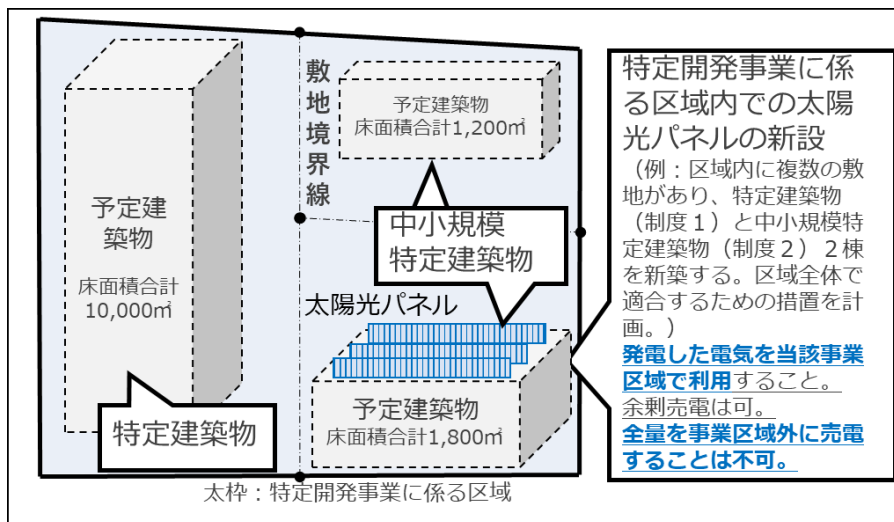
### (2) 太陽光発電設備等の設置場所・導入方法

当該区域内の中小規模特定建築物が、特定開発事業の予定建築物である場合には、(敷地単位ではなく)当該特定開発事業の区域全体の中で太陽光発電設備等を設置し、その電気(又は熱)を区域内で利用するための措置を代替措置とする。

これを適用する場合は、特定開発事業区域内の予定建築物に新設する太陽光発電設備等の予定建築物ごとの設置量(内訳)及び発電した電気の供給場所が、太陽光発電設備等を設置した建築物及びその敷地以外の場合は、その供給方法等を示した資料を添付す

ること。

図 3-3-3 代替措置（特定開発事業区域での設置）の例



## 5 その他市長が認める措置

オフサイト PPA、自己託送、自営線など。ただし、対象建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発電される電気（環境価値を有するものに限り。）又は当該発電される電気が有する環境価値を当該対象建築物及びその敷地で利用するものに限りとし、特定建築物太陽光発電設備等導入制度（制度1）と同様の要件を満たした場合に代替措置として認める。適用にあたっては、事前相談を行うこと。

※参考

### ◎ オフサイト PPA

事業者（PPA 事業者）が、資金を調達して太陽光発電設備等を遠隔地（電力需要地点外 オフサイト）に設置し、需要家と電力購入契約（PPA：Power Purchase Agreement）を結んで電力を供給する仕組。発電設備は、PPA 事業者が所有し、運営管理するのが一般的である。

### ◎ 自己託送

自家発電設備を用いて発電した電気を、一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介して、別の場所にある自社の施設に送電する仕組み。発電設備と電力供給先が同一事業者または密接な関係にあること。

◎自営線

一定の区域内で、系統電力網とは独立して自営の送配電網を整備し、区域内で発電設備から需要家へ電力を直接供給する電力供給をいう。



## 第4部 報告

### 1 報告書の作成と提出

特定建築事業者は、対象建築物について「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」（規則第16号様式。以下、「報告書」という。）に「中小規模特定建築物取組書」（要綱第1号様式。以下、「取組書」という。）その他必要な図面等を添付して市に提出しなければならない。

特定建築事業者以外の建築事業者は、報告書を作成し、市に提出することができる（任意の報告）。報告書の提出物、記載内容は特定建築事業者に同じ。

表 4-1-1 報告書の作成と提出

報告書の作成と提出	
対象建築物	<input type="checkbox"/> 対象年度（4月1日から翌年3月31日まで）に <b>確認済証</b> が交付された中小規模特定建築物（交付日で判断）（提出期限までに工事完了していない建築物も対象）
	<input type="checkbox"/> 提出時点で工事完了前（未着工又は工事中）の建物も対象（確認済証交付時点での計画内容に基づき報告書を作成する。ただし、確認済証交付時点から報告書提出までの間に変更が生じた場合、変更後の措置の内容に基づき報告書を作成する。）
	<input type="checkbox"/> 確認済証が交付された後、事業中止等により建築確認を取り下げた建築物は報告対象外とする。
提出期限	<input type="checkbox"/> 対象年度における取組結果を <b>翌年度9月末までに提出</b>
図書の保管	<input type="checkbox"/> 取組書に記載した取組状況に関する書類は、報告書を提出した年度の翌年度末まで保管する。
変更の場合	<input type="checkbox"/> 報告した時点以降に変更があった場合でも、基本的には、変更後の報告書の再提出は必要ない。

## 2 報告書等提出物

報告書等提出物は、次の「報告書」「取組書」「添付資料」とし、電子データ（PDF、Excel等）での提出を基本とする。

表 4-1-2 報告書等提出物

報告書等提出物	
報告書	□ 「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」【PDF】 (規則第16号様式 第1面～第2面)
取組書	□ 「中小規模特定建築物取組書」【Excel】 (要綱第1号様式 第1面～第4面) ※取組書はこれに代わる任意様式【Excel】でも可
添付資料	□ 建築物ごとに必要な添付資料（要綱別表）【PDF】

図 4-1-1 提出物のイメージ

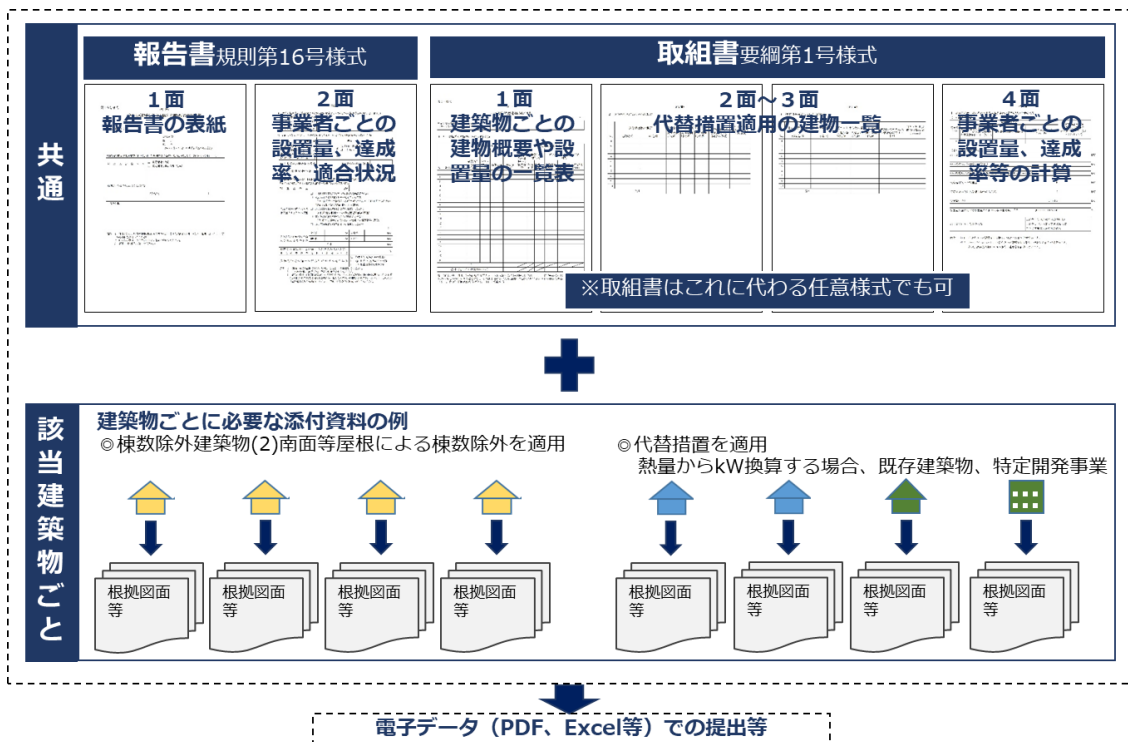
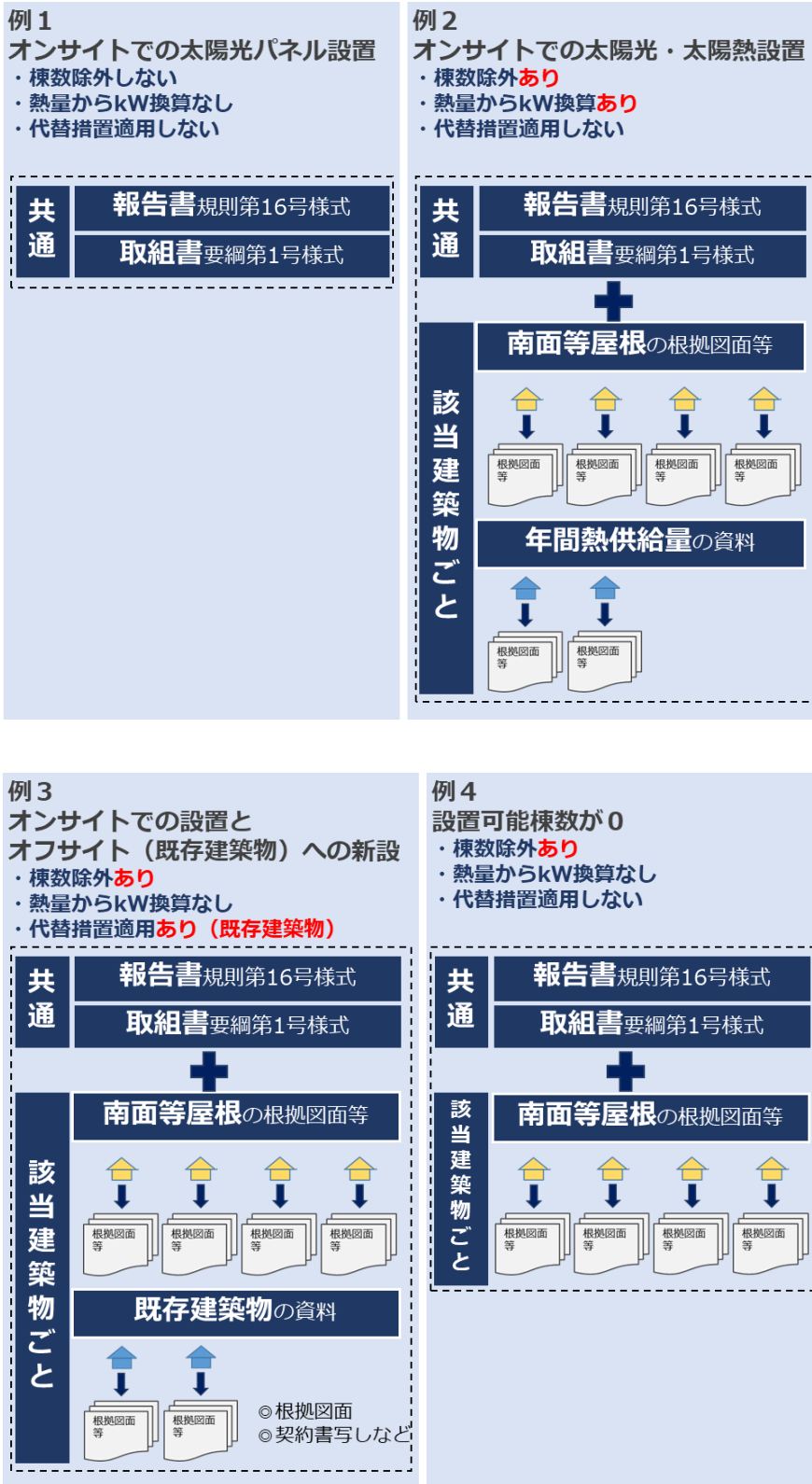


図 4-1-2 義務履行方法と提出物のイメージ



### 3 添付資料

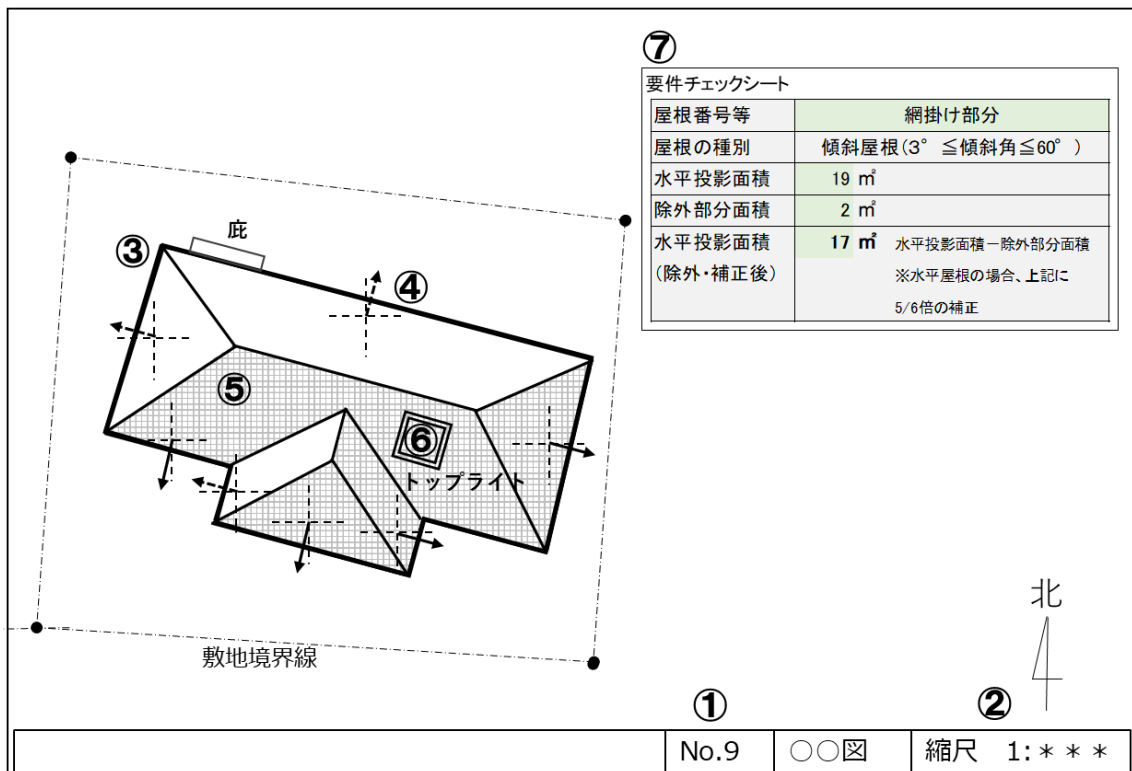
報告書には、次の区分に応じた資料を添付する。複数区分に該当する場合は、該当する全ての資料を添付する。

表 4-1-3 報告書の添付資料

区分	報告書添付資料
<p><b>【棟数除外建築物がある場合】</b> 南面等屋根の水平投影面積（屋根除外部分を除く）の合計が <b>20 m<sup>2</sup>未満</b> の場合</p>	<p><input type="checkbox"/> <b>南面等屋根の平面図等</b> 縮尺、方位、南面等屋根の範囲、屋根除外部分の範囲、理由並びに各部分の水平投影面積を明示</p> <p>※建築面積が 20 m<sup>2</sup>未満の場合は、建築計画概要書等で確認できるため、本添付資料は不要</p>
<p><b>【熱利用設備の kW 換算する場合】</b> 太陽熱又は地中熱を利用する熱利用設備を設置し、当該設備の年間熱利用量 3,600MJ 当たり出力 1 kW とする規定を適用する場合</p>	<p><input type="checkbox"/> <b>当該設備の年間熱利用量を示す資料</b></p> <p>※オンサイトでの熱利用設備設置で、年間熱利用量が 7,200MJ 超えの場合でも、設置量を 2 kW/棟とみなして計上する場合、本添付資料は不要。</p>
<p><b>【代替措置・既存建築物の場合】</b> 既存建築物に太陽光発電設備等を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該既存建築物で利用する場合</p>	<p><input type="checkbox"/> <b>当該既存建築物の付近見取図</b> 方位、道路及び目標となる地物を明示</p> <p><input type="checkbox"/> <b>当該既存建築物の平面図等</b> 既存建築物の建物名称、配置、設備の設置位置、設置量及び当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項を明示</p> <p><input type="checkbox"/> <b>太陽光発電設備等の設置に関する契約書等の写し</b> 既存建築物の所在地、特定建築事業者名、設備の種類、設置量等が明示されたもの</p>
<p><b>【代替措置・特定開発事業の場合】</b> 特定開発事業の予定建築物として当該中小規模特定建築物の新築等をしようとする場合において、当該特定開発事業に係る区域に太陽光発電設備等を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該区域で利用する場合</p>	<p><input type="checkbox"/> <b>当該区域の付近見取図</b> 方位、道路及び目標となる地物を明示</p> <p><input type="checkbox"/> <b>当該区域内の当該設備を設置する建築物の平面図等</b> 当該設備の設置位置を明示</p> <p><input type="checkbox"/> <b>当該区域の平面図又は配置図等</b> 当該事業に係る全ての予定建築物の敷地等の区画の明示</p> <p><input type="checkbox"/> <b>当該区域への太陽光発電設備等の設置に係る資料</b> 全ての予定建築物の建物名称、床面積の合計（棟ごと）及び中小規模特定建築物</p>

	への該当の有無の明示 太陽光発電設備等を設置する予定建築物、設置量及び当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項の明示 設置量を各予定建築物に分割計上する場合はその内訳及び電気等の供給方法を明示
その他市長が必要と認める場合	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める資料

図 4-1-3 棟数除外建築物（南面等屋根 20 m<sup>2</sup>未満）の根拠を示す平面図（記載例）



※必要事項が明示された図面であれば、図面の様式や記載方法は問わない。

- ① 配置図等、屋根伏図が記載されている図面を使用。取組書（第1面）のNo.を記載。
- ② 図面上に、縮尺及び方位を記載
- ③ 屋根伏図に、当該制度で定義する「屋根」の範囲を図示（上記の例では黒太線）
- ④ 1つの屋根ごとに、屋根の法線及び方位を図示（上記の例では法線を矢印で、方位を補助線で図示）
- ⑤ 「屋根」のうち、当該制度で定義する「南面等屋根」の範囲を図示（上記の例では網掛け。各屋根面に付番するなど該当範囲が明示できれば方法は問わない。）

- ⑥ 南面等屋根から除くことができる部分がある場合、図面上に明示
- ⑦ 次の図に示す「要件チェックシート」に必要事項を記入した上で、図面上の空いているスペースに図として貼り付け

図 4-1-4 要件チェックシート（記入例）※薄緑箇所を入力

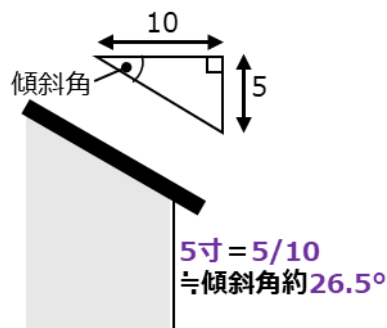
要件チェックシート	
屋根番号等	網掛け部分
屋根の種類別	傾斜屋根(3° ≤ 傾斜角 ≤ 60° )
水平投影面積	19 m <sup>2</sup>
除外部分面積	2 m <sup>2</sup>
水平投影面積 (除外・補正後)	17 m <sup>2</sup> 水平投影面積－除外部分面積 ※水平屋根の場合、上記に 5/6倍の補正

要件チェックシート	
屋根番号等	1
屋根の種類別	水平屋根(0° ≤ 傾斜角 < 3° )
水平投影面積	19 m <sup>2</sup>
除外部分面積	2 m <sup>2</sup>
水平投影面積 (除外・補正後)	14 m <sup>2</sup> 水平投影面積－除外部分面積 ※水平屋根の場合、上記に 5/6倍の補正

図 4-1-5 (参考) 屋根の傾斜角イメージ

<屋根の傾斜角>



※水平な屋根  
傾斜角3°(約1/20)未満とする

## 4 記載内容と公表事項

報告書の記載内容と公表事項は次のとおり。報告書が提出されたときは、市は提出された報告書に基づき、市ホームページで特定建築事業者の名称その他の事項について公表を行う。1棟ごとの状況を公表するものではなく、建築事業者ごとの適合状況等を公表する。また、特定建築事業者と任意の報告者とは区別なく公表する。

表 4-1-4 報告書の記載事項

	報告書の記載事項（要約）	公表
第1面	1 建築事業者の氏名及び住所・所在地、法人にあつては名称・代表者氏名	公表
	2 制度の対象区分（特定建築事業者と任意報告者の区分）	非公表
	3 連絡担当者の氏名及び連絡先	非公表
第2面	4 報告対象年度	公表
	5 中小規模特定建築物の床面積の合計 A (㎡)	非公表
	6 適用除外建築物の床面積の合計 B (㎡)	非公表
	7 適用除外建築物以外の床面積の合計 A-B (㎡) ※5,000 ㎡以上の場合対象事業者と判断	非公表
	8 中小規模特定建築物の数 C ※棟数	非公表
	9 適用除外建築物の数 D ※棟数	非公表
	10 棟数除外建築物の数 E ※棟数	非公表
	11 設置基準量 (kW)	非公表
	12 太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置  ※該当する□内にレ印を記載 □太陽光発電設備オンサイト設置 □太陽光発電設備以外オンサイト設置 □市内既存建築物への設置 □特定開発事業区域への設置 □その他	非公表
	13 設備の種類（太陽光、太陽熱、地中熱、その他）及び出力とその合計 (kW)	非公表
	14 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）（%） ※設置基準量がゼロの場合は記載しない	公表

	<p>1 5 太陽光発電設備の設置基準に対する<b>適合状況</b></p> <p>※該当する□内にレ印を記載</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□適合する（達成率 100%以上）</li><li>□適合しない（達成率 100%未満）</li><li>□全て基準適用対象外建築物 ※設置基準量がゼロの場合</li></ul>	<b>公表</b>
--	---	-----------



## 第5部 報告書及び取組書の作成等

### 第1章 報告書の作成

#### 1 報告書(第1面)

「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」(規則第16号様式)第1面及び第2面は、必ず本様式で提出する。

第16号様式	(第1面)
中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書	
(宛先) 川崎市長	① 年 月 日
	郵便番号 ② 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第26条第4項の規定により、次のとおり提出します。	
制 度 の 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 特定建築事業者 ③ <input type="checkbox"/> 特定建築事業者以外 (任意)
連絡担当者の氏名及び連絡先	④ (電話番号 )
※受付欄	
備考 1 報告書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (以下「規則」という。)に定める資料を添付してください。 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。 3 ※印の欄は記入しないでください。	

① 提出する年月日

② 特定建築事業者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、郵便番号、住所

③ 制度の対象区分（該当する□をチェック）

④ 連絡担当者の氏名及び連絡先（部署名、電話番号等）

## 2 報告書(第2面)

(第2面)

1 特定建築事業者（条例第26条第5項の規定により提出する建築事業者を含む。以下同じ。）

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	第1面 ② に同じ	
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地		

2 市内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計等

報告対象年度	年度 ⑤		
中小規模特定建築物の 床面積の合計 A	⑥ m <sup>2</sup>	適用除外建築物の 床面積の合計 B	⑦ m <sup>2</sup>
適用除外建築物以外の 床面積の合計 A-B	⑧ m <sup>2</sup>		
中小規模特定建築物の数 C	⑨	適用除外建築物の数 D	⑩
棟数除外建築物の数 E	⑪	C-D-E	⑫

3 設置基準量に対する中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況及び条例第26条第2項の規定による太陽光発電設備の設置に代わる措置の内容

設置基準量	⑬ kW			
太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置	<input type="checkbox"/> 中小規模特定建築物等への太陽光発電設備の設置 <input type="checkbox"/> 規則第33条第1項第1号の規定による措置 (中小規模特定建築物等への再生可能エネルギー源を利用するための設備(太陽光発電設備を除く。)の設置) <input type="checkbox"/> 規則第33条第1項第2号アの規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置) <input type="checkbox"/> 規則第33条第1項第2号イの規定による措置 (特定開発事業等を行う区域への太陽光発電設備等の設置) <input type="checkbox"/> 規則第33条第1項第2号ウの規定による措置 ( )			
太陽光発電設備等の種類 及び出力とその合計	太陽光	kW	太陽熱	kW
	地中熱	kW	⑮ その他	kW
合計				kW
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率(達成率)※	⑯ %			
太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況	<input type="checkbox"/> 適合する(達成率100%以上) <input type="checkbox"/> 適合しない(⑰ 達成率100%未満) <input type="checkbox"/> 全て基準適用対象外建築物			

⑤ 報告対象年度を記入する。(中小規模特定建築物の確認済証の交付年度)

⑥ 「中小規模特定建築物」**1**の床面積の合計 A (取組書第1面⑩参照)

※小数第3位を四捨五入し小数第2位までとする。

⑦ 「適用除外建築物」**2**の床面積の合計 B (取組書第1面⑫参照)

※小数第3位を四捨五入し小数第2位までを記載する。

⑧ 「適用除外建築物」**2**以外の床面積の合計 A—B

※小数第2位までを記載する。

※「年間供給面積」となる。5,000 以上の場合、対象事業者となる。

⑨ 「中小規模特定建築物」**1**の数（棟数）C（取組書第1面参照）

⑩ 「適用除外建築物」**2**の数（棟数）D（取組書第1面参照）

⑪ 「棟数除外建築物」**3**の数（棟数）E（取組書第4面②参照）

⑫ C—D—Eの数（棟数）（取組書第4面③参照）

※「設置可能棟数」**3**となる。0の場合、次の設置基準量が0となる。

⑬ 設置基準量 **3**（取組書第4面⑤参照）

⑭ 義務履行方法（太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置）

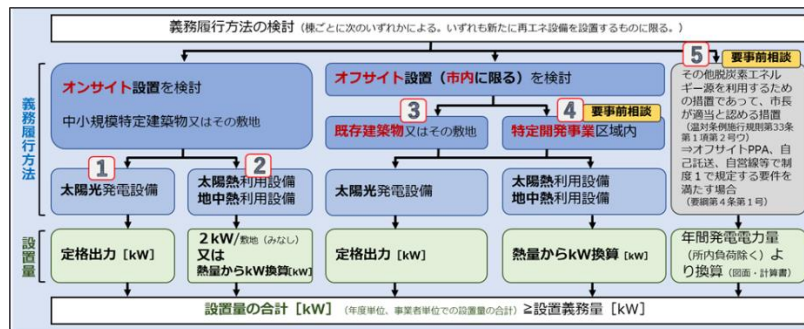
（該当する□をチェック。複数該当する場合は複数チェック）

設置基準量が0の場合は、記載しない。

図 5-1-1 義務履行方法（記入例）

太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置	<b>1</b> 中小規模特定建築物等への太陽光発電設備の設置
	<b>2</b> 規則第33条第1項第1号の規定による措置 (中小規模特定建築物等への再生可能エネルギー源を利用するための設備(太陽光発電設備を除く。)の設置)
	<b>3</b> 規則第33条第1項第2号アの規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置)
	<b>4</b> 規則第33条第1項第2号イの規定による措置 (特定開発事業等を行う区域への太陽光発電設備等の設置)
	<b>5</b> 規則第33条第1項第2号ウの規定による措置 ( )

- 1** オンサイトの太陽光
- 2** オンサイトの太陽熱・地中熱
- 3** オフサイト（既存建築物）
- 4** オフサイト（特定開発事業）
- 5** その他（オフサイト PPA、自己託送、自営線等）



- ⑮ 太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計（取組書第 1 面⑭⑮⑯第 2 面⑥⑦⑧第 3 面⑥⑦⑧参照）

設置基準量が 0 の場合も記載する。

- ⑯ 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）（取組書第 4 面⑰参照）

※パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て、整数での値を記載する。なお、設置基準量が 0 の場合は達成率を記載しない。

- ⑰ 太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況（該当する□をチェック）（取組書第 4 面⑱参照）

※達成率 100%以上「適合」に該当

※達成率 100%未満「適合しない」に該当

※⑱C-D-E の数が 0 の場合「全て基準適用対象外建築物」に該当

## 第2章 取組書の記載例

### 1 取組書(第1面)

「中小規模特定建築物取組書」(要綱第1号様式又はこれに代わる任意の様式)は、Excelデータで提出する。市ホームページの要綱様式(Excel版)を推奨。

#### 第1面(必須)

入力セル  自動計算セル

印刷範囲外

第1号様式 (第1面) 中小規模特定建築物取組書																	
											① ●●年●●月●●日						
特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)				株式会社●●●●● 代表取締役●●●●● ②													
1 中小規模特定建築物における取組状況																	
No.	建築物の概要					設置基準量に対する事項						年間熱利用量 【太陽熱】 単位: MJ		年間熱利用量 【地中熱】 単位: MJ			
	③ 確認済証番号等	④ 確認済証 交付 年月日	⑤ 住宅・ 非住宅 の区分	⑥ 建築面積 (㎡)	⑦ 床面積 合計 (㎡)	⑧ 適用除 外建 築物 への 該当 有無	⑨ 棟数除 外 建築物 の 該当 事項※		⑩ 再エネ利用設備の設置量 (kW)			2kWと みなす	換算する 場合	2kWと みなす	換算する 場合		
1	●●●●●●●●●●	●●年●●月●●日		49.84	140.35						2.5						
2	●●●●●●●●●●	●●年●●月●●日	住宅	38.05	110.95		○	2			2		○				
3	●●●●●●●●●●	●●年●●月●●日	住宅	38.05	110.95		○	2									
4	●●●●●●●●●●	●●年●●月●●日	非住宅	18.05	18.05	○			2,312								
1000	●●●●●●●●●●	●●年●●月●●日	住宅	54.24	105.99					4.1							
合計				⑪	⑫	⑬			⑭	⑮	⑯						
合計(適用除外建築物を除く)				⑬	⑭												

※「該当事項」欄は、建築面積が20平方メートル未満である建築物の場合は「1」、南面等屋根の水平投影面積(第3条の規定の適用がある場合には、その適用後の水平投影面積)の合計が20平方メートル未満である建築物の場合は「2」、その他市長が認める場合は「3」と記載する。

※赤字は記入例

① 提出する年月日

② 特定建築事業者の氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名)

③ 確認済証番号(1棟ごと)

確認済証番号に代えて、所在地の記載も可(記載方法は統一すること)

※所在地: 住居表示又は地名地番(「神奈川県川崎市」は省略可)

④ 確認済証交付年月日(1棟ごと)

※各年度内に「確認済証」が交付された中小規模特定建築物が対象

※計画変更ではなく、当初の確認済証の交付日で判断する

※報告時期までに工事完了していない建築物も対象

※確認済証が発行された後、事業中止等により建築確認を取り下げた建物は報告対象外（報告書提出までの間に取り下げ手続きを行ったものを反映して、報告する。）

⑤ 住宅・非住宅の区分（1棟ごと）

※住宅：建築基準法上の用途が「一戸建ての住宅」「長屋」「共同住宅」「寄宿舍」「下宿」の建築物

※非住宅：建築基準法上の用途が住宅の用途以外の建築物

※住宅・非住宅：住宅部分と非住宅部分を有する建築物

⑥ 建築面積（1棟ごと）

※小数第2位まで

※適用除外建築物又は棟数除外建築物（建築面積が20㎡未満の場合に限る。）に限る。それ以外の場合は、建築面積の記載は不要。

図 5-2-1 建築計画概要書第二面（抜粋）

【10. 建築面積】	(申請部分 )	(申請以外の部分)	(合計 )
【イ. 建築物全体】	( )	( )	( )
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	( )	( )	( )
【ハ. 建蔽率】	( )	( )	( )

建築面積
既に建築物がある場合は本制度の対象外

⑦ 床面積の合計（1棟ごと）

※小数第2位まで

図 5-2-2 建築計画概要書第二面（抜粋）

【11. 延べ面積】	(申請部分 )	(申請以外の部分)	(合計 )
【イ. 建築物全体】	( )	( )	( )
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( )	( )	( )
【ハ. エ 床面積の合計 (延床面積)】	( )	( )	( )

床面積の合計 (延床面積)
既に建築物がある場合は本制度の対象外

⑧ 適用除外建築物への該当有無

該当有無：該当「○」 非該当「空欄」

⑨ 棟数除外建築物への該当有無・該当事項

該当事項：建築面積が20㎡未満「1」 南面等屋根20㎡未満「2」

その他市長が認める場合「3」 非該当「空欄」

⑩ オンサイト設置量 (kW)

※小数第3位まで

※太陽光発電設備：定格出力

熱利用設備：

2 kW とみなす：印刷範囲外の「2 kW とみなす」に「○」

熱量から換算：印刷範囲外の「換算する場合」に年間熱利用量 MJ 入力

⇒熱利用量 3,600MJ/年を太陽光発電設備 1 kW 相当と自動計算

表 5-2-1 オンサイト設置可能設備の種類と設置量 (出力)

設備の種類	種類と設置量 (出力)
太陽光発電設備*	・ 定格出力 (公称最大出力の合計出力) 【単位 kW】 (モジュールの合計出力よりパワコンの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用)
太陽熱利用設備	i 又は ii いずれかの出力 【単位 kW】
地中熱利用設備	ii. 年間熱利用量 (MJ) ÷ 3,600MJ = 太陽光発電設備相当 (kW)

※ 屋根上以外の場所 (壁面、窓面、手すり等) に設置する場合やペロブスカイト等の太陽電池を含む

⑪ ⑦床面積の合計【自動計算】

⑫ ⑧適用除外建築物に該当する建築物の床面積の合計【自動計算】

⑬ 適用除外建築物を除いた床面積の合計【自動計算】

計算式 ⑬ = ⑪ - ⑫

⑭ 太陽光発電設備の設置量の合計【自動計算】

⑮ 太陽熱利用設備の設置量 (太陽光発電設備相当) の合計【自動計算】

⑯ 地中熱利用設備の設置量 (太陽光発電設備相当) の合計【自動計算】



## 2 取組書(第2面)

第2面(既存建築物への設置を適用する場合に記載) ※適用しない場合は記載不要

印刷範囲外

(第2面)							印刷範囲外		
2 既存建築物における取組状況									
No.	既存建築物の概要		再エネ利用設備の新設量 (kW) ③			④ 既存建築物の引き渡し等に関する事項	⑤ 再エネ利用設備の設置に関する事項	年間熱利用量	年間熱利用量
	① 建物名称	② 所在地	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備			【太陽熱】 単位: MJ	【地中熱】 単位: MJ
1	戸建て住宅	●●区●●1-1		2.5		R7.3.25引き渡し	R7.12.25設置	9000	
2	●●マンション	●●区●●8-8	5.4			R3.3.3工事完了	R8.3.10設置		
3	●●ビル	●●区●●10	8.9			H28.8.3検済	R7.9.20設置		
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計			⑥ 14.3	⑦ 2.5	⑧ 0				

※赤字は記入例

### ① 既存建築物の建物名称

※建物名称が不明な場合や戸建て住宅の場合は建物用途を記載

### ② 既存建築物の所在地

※住居表示又は地名地番等

### ③ 再エネ利用設備の新設量 (kW)

※太陽光発電設備: 定格出力

熱利用設備: 熱量から換算のみ(2kWとみなす規定なし)

印刷範囲外の「換算する場合」に年間熱利用量 MJ 入力

⇒熱利用量 3,600MJ/年を太陽光発電設備 1 kW 相当と自動計算

表 5-2-2 オフサイト設置可能設備の種類と設置量(出力)

設備の種類	種類と設置量(出力)
太陽光発電設備*	・定格出力(公称最大出力の合計出力)【単位 kW】 (モジュールの合計出力よりパワコンの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用)
太陽熱利用説明	・次式により算出した出力【単位 kW】 年間熱利用量 (MJ) ÷ 3,600MJ = 太陽光発電設備相当 (kW)
地中熱利用設備	

※ 屋根上以外の場所(壁面、窓面、手すり等)に設置する場合やペロブスカイト等の太陽電池を含む



- ④ 当該既存建築物の引き渡しの年月日
  - ※引き渡しの年月日が不明な場合は、工事完了日又は検査済証の交付日を記載
  - ※当該年度末までの年月日が記載されていること
- ⑤ 再エネ利用設備（太陽光発電設備、太陽熱利用設備又は地中熱利用設備）の設置工事の完了年月日
  - ※再エネ利用設備の設置は、当該既存建築物の引き渡し（④）の日付以降、かつ当該年度末までの年月日が記載されていること
- ⑥ 太陽光発電設備の設置量の合計【自動計算】
- ⑦ 太陽熱利用設備の設置量（太陽光発電設備相当）の合計【自動計算】
- ⑧ 地中熱利用設備の設置量（太陽光発電設備相当）の合計【自動計算】



② 予定建築物の所在地

※住居表示又は地名地番等

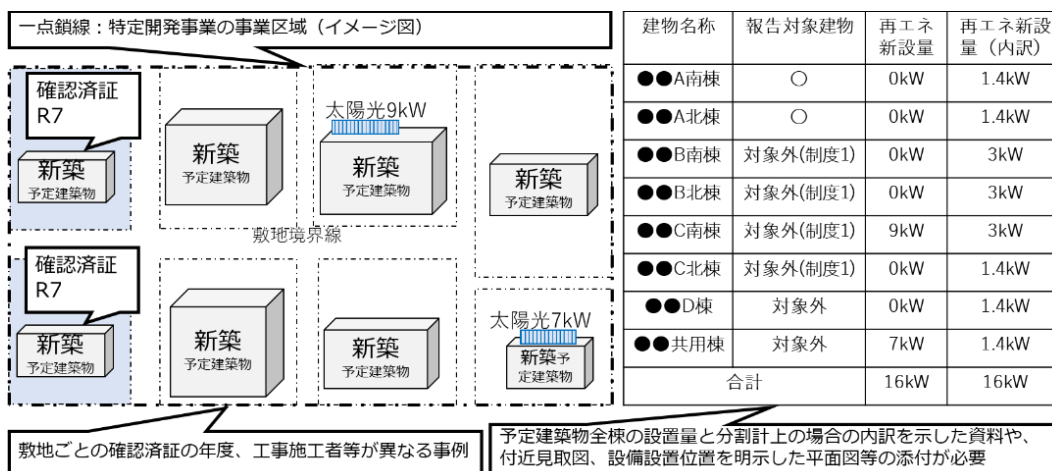
③ 再エネ利用設備の新設量 (kW) ・ ・ 報告対象建物内訳

※事業区域全体での再エネ利用設備の新設量

※分割計上する場合は報告対象建物に係る設置量の内訳を示した資料を添付

※報告対象建築物以外の予定建築物については空欄とする。

図 5-2-3 添付資料イメージ



④ 特定開発事業に係る建築物に関する事項

「床面積の合計」(棟ごと) (㎡) を記載

また、印刷範囲外の「当該年度中小規模特定建築物」欄に、当該年度分の中小規模特定建築物に該当する場合は「○」を入力

⑤ 再エネ利用設備の設置に関する事項

当該特定開発事業の予定建築物全てについて、設置した「再エネ利用設備の種類」(太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備等) と「設置量」

(kW) を記載

※再エネ利用設備を設置しない建築物は空欄

⑥ 太陽光発電設備の設置量の合計【自動計算】

⑦ 太陽熱利用設備の設置量 (太陽光発電設備相当) の合計【自動計算】

⑧ 地中熱利用設備の設置量 (太陽光発電設備相当) の合計【自動計算】

## 4 取組書(第4面)

### 第4面 (必須)

(第4面)				
4 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の量の状況				
(1) 設置基準量				
算定基準率	建築物の概要			再生可能エネルギー利用設備の設置基準量 <sup>(注1)</sup> (kW) D (C×0.7×2) ④
	新たに建設し又は新築しようとした棟数 (適用除外建築物を除く) (棟) A ①	棟数除外建築物 (棟) B ②	設置可能棟数 (棟) C (A-B) ③	
0.7	998	636	362	506
(2) 達成率及び適合状況				
設置基準量	⑤ D			506 kW
中小規模特定建築物への設置量	⑥ E			507.5 kW
中小規模特定建築物への設置量が基準に対して不足する量D-E (0以上)	⑦			0 kW
既存建築物への設置量	⑧ F			21.6 kW
特定開発事業に係る建築物への設置量	⑨ G			5 kW
設置量の合計	⑩ E+F+G			534.1 kW
設置基準量に対する設置量の合計の比率 (達成率) <sup>(注2)</sup>	⑪ (E+F+G)÷D×100			105 %
設置基準に対する適合状況	⑫			<input checked="" type="checkbox"/> 適合する (達成率が100%以上) <input type="checkbox"/> 適合しない (達成率が100%未満) <input type="checkbox"/> 全て基準適用対象外建築物
備考	注1 小数点以下の端数を切り捨て、整数での値を記載すること。 注2 パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て、整数での値を記載すること。 なお、設置基準量Dが0kWの場合、達成率を記載しないこと。			

※赤字は記入例

① 新たに建設し又は新築しようとした棟数 (適用除外建築物を除く。)【自動計算】

計算式 ① = 第1面の全棟数 - 第1面⑧に該当する棟数

② 棟数除外建築物の棟数 (第1面⑨に該当する棟数)【自動計算】

③ 設置可能棟数【自動計算】

計算式 ③ = ① - ②

④ 再生可能エネルギー利用設備の設置基準量【自動計算】

計算式 ④ = ③ × 0.7 × 2

※小数点以下の端数を切り捨て、整数での値とする

⑤ 設置基準量（④に同じ）【自動計算】

⑥ 中小規模特定建築物への設置量【自動計算】

計算式 ⑥ = 第1面⑭ + 第1面⑮ + 第1面⑯

⑦ 中小規模特定建築物への設置量が基準に対して不足する量【自動計算】

計算式 ⑦ = ⑤ - ⑥

※ただし、0未満となる場合は0とする

⑧ 既存建築物への設置量【自動計算】

計算式 ⑧ = 第2面⑰ + 第2面⑱ + 第2面⑲

⑨ 特定開発事業に係る建築物への設置量【自動計算】

計算式 ⑨ = 第3面⑳ + 第3面㉑ + 第3面㉒

⑩ 設置量の合計【自動計算】

計算式 ⑩ = ⑥ + ⑧ + ⑨

⑪ 設置基準量に対する設置量の合計の比率（達成率）【自動計算】

計算式 ⑪ = ⑩ ÷ ⑤ × 100

※パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て、整数での値とする

※設置基準量（④又は⑤）が0の場合は記載せず、空欄とする

⑫ 設置基準に対する適合状況

報告者の責任において第1面～第4面の計算結果と記載内容を確認して、  
適合状況を判断したうえで、該当する□をチェック

適合する（達成率が100%以上）

適合しない（達成率が100%未満）

全て基準適用対象外建築物（設置可能棟数（③）が0棟の場合）

**(参考)「取組書」及び「取組書\_集計用」Excelデータ(市ホームページ掲載)の利用について**

市ホームページからExcelデータをダウンロードする

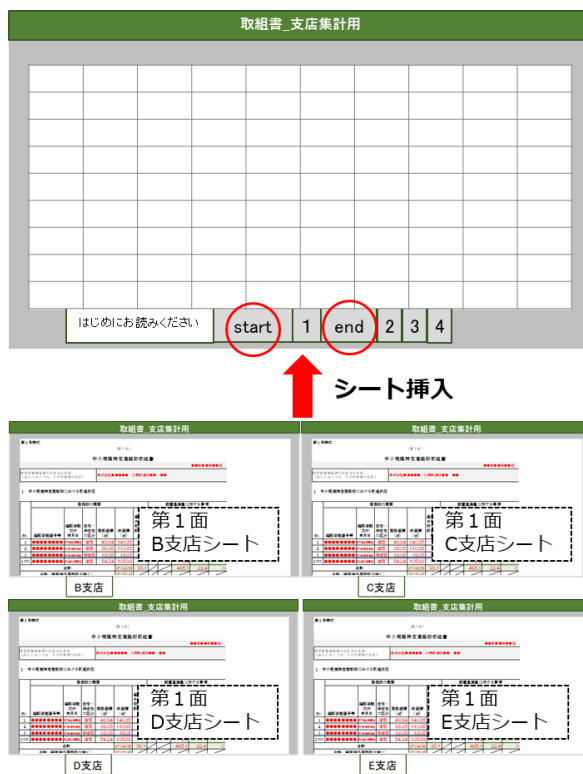
- ① 中小規模特定建築物取組書 (Excel形式)
- ② 中小規模特定建築物取組書\_集計用 (Excel形式)

Excelデータには、入力用セルと、自動計算セルがあり、入力用セルのみ入力することで取組書を完成させる(通常は①のみ)。

複数の支店等がある場合は、それぞれの支店で入力した①「中小規模特定建築物取組書」を1つにまとめるため、②「中小規模特定建築物取組書\_集計用」も使用する。

なお、Excelデータの集計結果については、市は一切責任を負いかねる。集計結果や基準への適合状況については、各事業者で計算結果を確認する必要がある。

図 5-2-4 「取組書\_集計用」イメージ



**使い方**

- ① 各支店で【第1面】を作成する  
⇒「支店名」シート
- ② 各支店で作成した【第1面】「支店名」シートを「start」と「end」の間にシート挿入する
- ③ 挿入したシートの数値が【第4面】「4」シートに自動的に反映される

(注意) 「start」と「end」の外にシート挿入した場合は、反映されません。

### 第3章 報告書の記載事項を示す書類等の保管等

特定建築事業者は、報告書及び取組書により報告する中小規模特定建築物等について、記載事項を示す資料及び図面等の書類を、報告書を提出した年度の翌年度まで保管しなければならない。

なお、これらの資料及び図面等の書類は紙媒体に限らず電子データによる保管も可能である。どのような媒体であっても、報告書に記載したどの中小規模特定建築物に関する書類等であるか、特定できる状態で保管することが必要である。

表 5-3-1 保管書類の例

保管書類の例	確認事項
(1) 確認済証（※法令の規定により交付がない場合、右記が確認できる書類）	・ 法令の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合は、所在地、用途、種別（新築等）、床面積の合計が確認できる書類
(2) 建築確認申請に関する図書一式等	・ 太陽光発電設備等の設置基準（種類、設置量）
(3) 適用除外建築物又は棟数除外建築物への該当が確認できる図面等	・ 適用除外建築物又は棟数除外建築物の要件（建築面積、屋根の形状・方位角・傾斜角・水平投影面積）
(4) 既存建築物への太陽光発電設備等の設置に係る工事請負契約書、施工図面、契約書等	・ 既存建築物の情報（確認済証発行日、引渡日） ・ 太陽光発電設備等の情報（種類、設置場所、設置者、設置日、設置量、特定建築事業者と設置者の関係性）

## 第6部 報告・立入調査、勧告等の措置

設置基準に適合するために講じる措置や、報告書の提出等について、的確な実施を確保するため、市は、報告や資料の提出を求めることができるほか、事業所等への立ち入り及び調査をすることができる。また、市は、報告書が未提出の者や虚偽の報告書を提出した者、設置基準に適合しない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。その勧告に従わなかった者の氏名等を公表することができる。

(参考) 報告・立入調査・勧告等に係る温対条例の規定

### ○報告・立入調査

#### 第41条

市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者、計画書提出開発事業者、計画書提出特定建築主、第26条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した者及び第27条第1項の設計を行う建築士が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

### ○勧告

#### 第42条

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第10条第1項、第11条第1項、第19条第1項、第25条第4項又は第26条第4項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第10条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)、第19条第4項、第20条又は第25条第5項から第7項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、第19条第2項の規定に係る開発事業地球温暖化対策等計画書(同条第5項の規定により同条第2項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策等計画書とみなされたものを含む。)又は第26条第5項の規定に係る中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書について虚偽の提出をした者
- (4) 第25条第4項の規定による特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出



があった場合において、その特定建築物太陽光発電設備等設置計画書に記載された特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等が同条第1項の基準に適合しないと認めるときにおける、その提出をした者

- (5) 第26条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の提出があった場合において、その中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書に記載された中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量が同条第1項に規定する出力の量に達しないと認めるときにおける、その提出をした者
- (6) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(同項に規定する建築士を除く。)

○公表

第43条

市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

## 第7部 参考

### 1 住宅用太陽光発電設備とは

住宅用太陽光発電設備（太陽光発電システム）を4kW設置した場合は、年間約2,000kg-CO<sub>2</sub>の削減が可能。太陽光発電設備を設置している住宅が停電になると、システムは自動的に停止するが、太陽の出ている時間帯は発電することができるため、自立運転機能モードに切り替えることで、その電力を利用することができる。

#### ◆太陽電池モジュール（太陽光パネル）

一般的に太陽光パネルと呼ばれるもの。太陽の光エネルギーを電気に変換する装置。

#### ◆接続箱

太陽電池モジュールからの直流配線を一本にまとめ、パワーコンディショナーに送るための装置。

#### ◆パワーコンディショナー（パワコン）

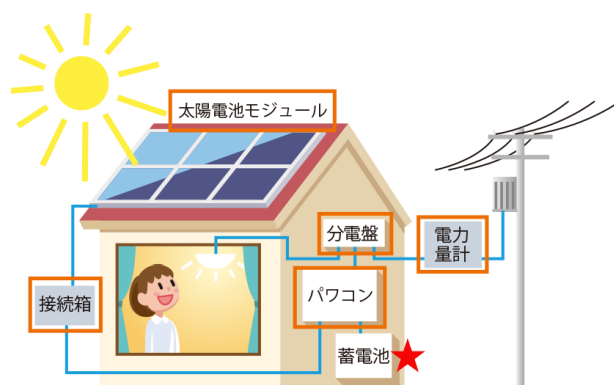
太陽電池モジュールで発電した直流電力を、家庭で使える交流電力に変換するための装置。

#### ◆分電盤

家の配線に電気を分ける装置。

#### ◆電力量計

電力会社に売った電力や買った電力を計量するメーター。



図：一般社団法人太陽光発電協会 HP から転載

### 2 蓄電池とは

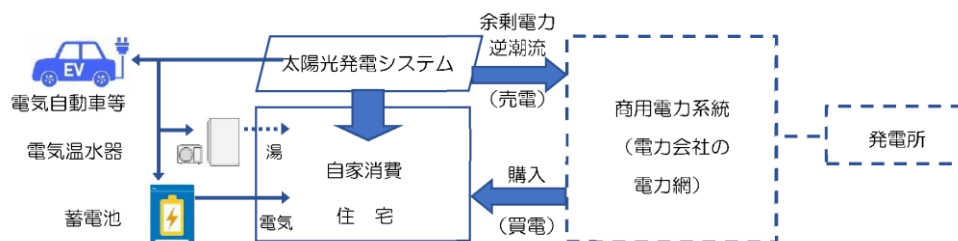
(注意：蓄電池は義務対象ではありません。)

電気をためる装置。発電に必ず必要ではないが、設置すれば電気の活用の幅が広がる。昼に太陽光発電システムで発電した電気をためて、夜に使うことで自家消費を増やしたり、夜にためた電気を昼に使うことでピーク電力を減らしたりできる。停電の際に、電気をためていれば夜でも電気を使うことができる。（上記イラスト★部分）

#### <自家消費を増やす方法>

余剰電力は、商用電力系統に逆潮流させるほかに、蓄電池を設置して発電電力をためておき、太陽光発電システムが発電しない時間帯や、発電量が足りない時間帯に使用す

る方法がある。また、発電量の多い時間帯に電気温水器で湯を沸かして保温しておいて早朝や夜間に湯を使ったり、電気自動車を充電するなどして、日中の電力需要を増やして余剰電力を減らし、住宅内でより有効に発電電力を活用する方法がある。



### <災害時に非常用電源として使う自立運転>

災害時など停電し商用電力系統からの電力が途絶えてしまったとき、太陽光発電システムを非常用電源として使うことができる。これを自立運転と言い、系統連系させた太陽光発電システムを系統から切り離して運転することを指す。一般的には、晴れた日で十分発電できる時間帯に 1.5kW までの電力を使うことができる。

自立運転する際は、パワーコンディショナーにある切り替えスイッチで自立運転モードに切り替える必要がある。また、自立運転をする際に電力を取り出すコンセントは普段使うコンセントではなく、あらかじめ決められて設置されたものになる。

太陽光発電システムの自立運転は、日中発電する時間帯にしか活用できないが、蓄電池を併設しておくことで、停電時の夜間にも一定量の電力を確保することができる。

出典：「戸建住宅の太陽光発電システム設置に関する Q&A 令和 5 年 3 月」（一般社団法人環境共生まちづくり協議会 /編集協力 国土交通省住宅局）




## 3 FIT とは

FIT（Feed-in Tariff：再生可能エネルギーの固定価格買取制度）は、太陽光発電などからつくられた電力を電力会社が一定の期間、一定の価格で買い取ることを国が保証する制度。設備の導入費用などのコストを将来的に回収できるように国が買取価格を設定している。そのため、買取価格の低下は設備の初期費用が安価になったことに伴うものであり、太陽光発電設備の経済メリットが下がったということではない。

また、現在、買取価格より電気料金の方が高いため、太陽光発電で生み出された電気は「売るよりも使った方（自家消費）が経済メリット」がある。

## 4 太陽光発電設備の導入方法

太陽光発電設備の設置は、一般的な購入手法（自己所有モデル）に加えて、初期費用が軽減される PPA モデル、リースモデルといった手法がある。

<p>◎自己所有モデル</p> <p>住宅所有者が自身の費用負担で住宅の敷地内に太陽光発電設備を設置・維持管理をします。発電された電力は住宅所有者が自家消費をし、余った電力は電気小売事業者へ売電することができます。</p>	<p>●自己所有モデル</p>  <p>需要家 ★発電した電力自家消費 ★太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>
<p>◎PPA モデル</p> <p>発電事業者が住宅の敷地内に自身が所有・維持管理をする設備を設置し、発電した電気を住宅に供給する仕組みです。一般的に住民は使用した電気量に応じてサービス料を支払います。新築でも既築でも対応可能で、一定期間後に無償譲渡となる契約プランもあります。</p>	<p>●オンサイト PPAモデル</p>  <p>需要家 ★電力の利用料金の支払い</p> <p>発電事業者 太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>
<p>◎リースモデル</p> <p>リース事業者が住宅の敷地内に設備を設置し、維持管理を行う代わりに、住民からリース事業者に定額のリース料金を支払う仕組みです。発電された電力はすべて需要家のものになります。新築でも既築でも対応可能で、一定期間後に無償譲渡となる契約プランもあります。</p>	<p>●リースモデル</p>  <p>需要家 ★発電した電力自家消費 ★設備借受・リース料金支払い</p> <p>リース事業者 太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>

出典、文献等：「初期投資 0 での自家消費型太陽光発電設備の導入について」（環境省リーフレット）

## 5 太陽光発電設備の維持管理、メンテナンス

### (1) 太陽光パネル、パワーコンディショナーの寿命

太陽光パネルは 25～30 年程度、パワーコンディショナーは 10～15 年程度とされている。なお、メーカーが定める製品の保証期間については多少ばらつきがあるが、太陽光パネルが 15 年～25 年、パワーコンディショナーが 10 年～15 年となっている。

太陽光発電設備の劣化率は国内メーカーの実例として 0.27%/年との調査結果があり、10 年間使用しても出力は 97%以上となることから、経年のみを理由として発電効率の著しい低下は発生しないと考えられる。

出典、文献等：「機器の寿命はどれくらいですか？」（一般社団法人太陽光発電協会 FAQ）

第3回調達価格等算定委員会 資料3（一般社団法人太陽光発電協会）（経済産業省・H24.3）  
「戸建住宅の太陽光発電システム設置に関するQ&A 令和5年3月」（一般社団法人環境共生  
まちづくり協議会/編集協力 国土交通省住宅局）

パワーコンディショナーの機器更新の費用は約35万円となっている。

出典、文献等：「令和6年度以降の調達価格等に関する意見」（R6.2 算定委員会）

## （2）太陽光発電設備のメンテナンス

日常的なメンテナンスはほとんど必要ないが、日頃から発電量をチェックすることが大切になる。

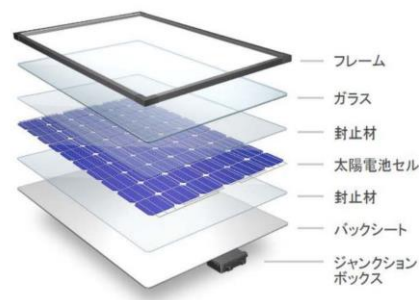
日常的にゴミやほこり等が太陽光パネルの表面につくことがあるが、雨などで洗われ流されてほぼ元の能力に回復するとされている。よって、一般的な住宅で定期的に屋根に上がって掃除をする必要はほとんどないが、日頃から発電量を確認し、発電量の低下が確認された場合は、メーカーや販売店などに相談するよう案内する。

出典、文献等：「戸建住宅の太陽光発電システム設置に関するQ&A 令和5年3月」（一般社団法人環境共生まちづくり協議会/編集協力 国土交通省住宅局）

## 6 処分・リサイクル

### （1）太陽光パネルの構成

太陽光パネルは、メーカーにより違いはあるが、一般的に太陽電池セル、ガラス、アルミフレーム、バックシートなどで構成されている。



出典：太陽光発電開発戦略2020（NEDO）

### （2）リサイクル費用

産業廃棄物として処理する場合はパネル1枚（250W）あたり2,000円程度、リサイクルの場合は3,000円程度必要とされており、リサイクルの方がコストを要するが、資源循環のためリサイクルへの協力をお願いする。なお、太陽光発電の廃棄については、環境省が

太陽光発電設備リサイクル等の推進に向けたガイドラインを策定しており、本市でもこのガイドラインにより必要な指導を行うことが重要と考えている。

※別途、撤去費・運搬費が必要となる。

出典、文献等：住宅用太陽光発電設備の廃棄を検討している方へ（一般社団法人太陽光発電協会）

「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第3版）」（環境省 R6）

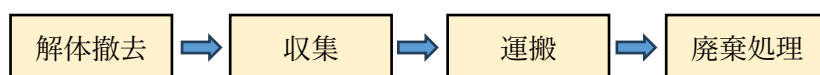
「中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 合同会議」（第3回：R6.10.15 開催）

「令和4年度使用済太陽電池モジュールのリサイクル等の推進に係る調査業務」（環境省が実施した委託事業）

### （3）リサイクル施設

市内や近隣他都市には太陽光パネルをリサイクルできる施設が複数ある。市内には、太陽光パネル廃棄物の100%リサイクルを行う廃棄物処理施設がある(市外にも施設が複数ある。)

<現状のリサイクルフロー>



関東圏のリサイクル施設の所在地

環境省によると、使用済太陽光パネルの排出量がいつピークを迎えるかは、不確実性があるものの、太陽電池モジュールの排出見込み量は、メガソーラーによるものを中心に2040年代に最大50万トン程度になるとされている。

出典、文献等：「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第3版）」（環境省 R6）

「使用済住宅用太陽電池モジュールの取外しおよび適正処理が可能な施工業者一覧表」

「適正処理（リサイクル）の可能な産業廃棄物中間処理事業者一覧表」（一般社団法人太陽光発電協会）

➡一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）ホームページ 廃棄に関する情報：

（リサイクル業者名一覧表ほか）・

<https://www.jpea.gr.jp/house/waste/>

### （4）リサイクルに関する法整備等

国において令和6年8月に「太陽光発電設備リサイクル制度小委員会」が新たに設置され、太陽光発電設備のリサイクル制度及び使用済太陽光発電設備の再利用の推進のあり方

に関する事項について審議が進められてきた。同小委員会は産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループとの合同会議において、「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について（案）」をとりまとめ、公表し、令和6年12月時点ではパブリックコメントを実施している。

出典、文献等：「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について（案）」（中央環境審議会循環型社会部会 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会 産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ）(R6.12)

## 7 災害に対する設備の備え

### ◆火災について

◎川崎市消防局では、太陽光発電設備の有無も含め、火災が発生した建物の設備の情報を目視や関係者からの聴取により把握し、適切な消火方法を選択したうえで消火活動を行っている。

◎パワーコンディショナーや接続箱は、難燃性材料の使用等の安全対策が施されているため、住宅火災に至る可能性は低いと考えられる。

◎新築住宅の屋根に設置した太陽光パネルは、一般的に火災保険(建物)の補償対象として含まれる。なお、火災保険の契約後に設置した場合、契約の見直しが必要になる場合があるので取扱店に確認するよう案内する。

### ◆台風や地震による被害について

◎台風や地震については、屋根への太陽電池モジュールの取り付け強度は JIS C8955（太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法）に基づき荷重を計算し、風などの荷重に耐えるように設計されている。

◎太陽光パネルが損壊した場合は、一般家電製品同様に感電のおそれがあるため、むやみに近づかないよう注意が必要。復旧にあたっては、施工業者等に対応を依頼すること。

《家屋が倒壊する危険がある場合》

機器や配線の損傷から漏電の危険性があるので、必ず分電盤の遮断器を切りパワーコンディショナー運転ボタンを停止にした上で避難する。

《家屋や太陽光パネル等の損傷が見られない場合》

自立運転機能を活用し、停電時にも電気を使用することが可能。



**➡一般社団法人 太陽光発電協会 (JPEA) ホームページ 停電時でも電気が使えます**

(太陽光発電システム各社の「自立運転機能」に関する情報ほか) :

<https://www.jpea.gr.jp/house/poweroutage/>

**◆浸水について**

◎太陽光発電設備に関する事業者で組織する「一般社団法人太陽光発電協会」が2019年に実施した太陽光発電設備の水没実験によると、適切な接地状態であれば感電リスクは低い。一方、損壊等により接地状態が不適切な状態になり、特定の条件に合致した場合には、感電のリスクがあるとされている。

◎浸水時の感電事故の可能性については断線したケーブルに接触した場合などが想定される。

◎水没・浸水時には、事前に洪水ハザードマップ等を参考に、自分取るべき対応を確認しておき、避難を最優先に対応すること。水没している設備には接近、接触せず、また、水が引いた後でもむやみに触れずに、施工業者等に対応を依頼することが重要であるとされている。

◎太陽光発電設備が浸水した場合は、一般家電製品同様の注意が必要。日頃から取扱説明書などの注意点を確認することが重要。

**➡川崎市ハザードマップ :**

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>

**➡太陽光発電システム（屋根上設置）の設備浸水・水没時の注意点**

(一般社団法人太陽光発電協会作成) 注意点等を説明しているリーフレットです。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000130/130076/tyuuiten.pdf>

**◆ひょう書について**

◎太陽光パネルのガラス面の JIS 規格では、製品の 11 か所に最小直径 25 mm のひょうが秒速 23m (約 83 km/h) の速度で当たっても割れることが無いような品質を条件としている。

**◆雷による被害について**

◎一般社団法人太陽光発電協会によると、太陽光発電システムとしての落雷対策は、回路内に一定性能のサージアブソーバ (避雷素子) 等を設置して誘導雷対策を行い、



被害を食い止める策をとっている。太陽光電池モジュールが直接落雷を受けるということは極めて稀であり、一般住宅の屋外に設置されている他の電気機器と同様に、特に落雷を受けやすいということはない、としている。

出典、文献等：「震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点」「太陽光発電システム被災時の点検・復旧・撤去に関する手順・留意点【震災編】」「住宅用システムのFAQ」（一般社団法人太陽光発電協会）

## 8 設置にあたっての留意点

◎建築物に設置する太陽光発電設備の設計にあたっては、電気事業法などの関係法令を遵守するとともに、建築物に設置され当該建築物に電気を供給する太陽光発電設備は、建築基準法の建築設備としての規制も受ける。設計にあたっては、JIS、建築・土木の各種学会の基規準、指針等を参照する。

◎構造計算書において、太陽光発電設備を設置することにより付加される各種荷重が適切に評価されていること。太陽電池モジュールの支持物は、強風などでモジュールが飛散しないよう支持物と建物本体の接合には十分な検討がされていること。

◎既存の建物では、設計図面や構造計算書が保管されていないこともあるが、このような場合には、建築士など構造設計の専門家に現地調査を依頼し、その結果をもとに太陽光発電設備の設置の可否を確認すること。

◎太陽光発電設備の設置に伴い周辺環境に反射光、騒音、電氣的・電磁氣的影響等を及ぼす場合もあることから、事前に影響の有無を確認し、必要に応じて対策を検討する。また、周辺の地形や地物が日照に著しく影響を与える場合には、期待する発電電力量を得ることができないため、周辺環境の事前調査は重要である。

◎設置工事にあたっては、関連する諸法令及び条例を遵守し、行政機関などへの手続きが必要な場合は、遺漏・遅延なく手続きを行うこと。有資格者の配置や使用機械などについての規定がある場合には、これらを遵守する。

◎供用開始後の維持管理（点検診断、維持補修）においては、対象施設の竣工図書が必要であり、当該施設が撤去されるまで竣工図書は保管する。出来形などの図化が困難な場合には、写真などで記録を残すことが重要。

参考文献等：建物設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2024年版（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDO）

➡川崎市地図情報システム ガイドマップかわさき 都市計画情報（用途地域、日影規制等）：

<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>

## 9 参考資料・情報

このほか、住宅用太陽光発電システムに関する情報を掲載しているホームページを参考に掲載する。

➡川崎市ホームページ 太陽光発電設備の設置義務化に関する届出：

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-0-0-0-0-0-0-0.html>

太陽光発電 Q&A：

[https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000130/130076/HP\\_241126\\_QA.pdf](https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000130/130076/HP_241126_QA.pdf)

➡川崎市太陽光発電推進ポータルサイト かわさき太陽光広場：

<https://kawasaki-taiyoukou.jp/>

➡一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）ホームページ 住宅用太陽光発電システム：

<https://www.jpea.gr.jp/house/>

よくあるご質問：

<https://www.jpea.gr.jp/faq/>

住宅用太陽光発電システムのメリット：

<https://www.jpea.gr.jp/house/merit/>

➡国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）ホームページ

建物設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン：

<https://www.nedo.go.jp/content/100981448.pdf>

➡一般社団法人環境共生まちづくり協会ホームページ 戸建住宅の太陽光発電システム

設置に関する Q&A：

[https://www.kkj.or.jp/contents/build\\_hojyojigyo/index.html](https://www.kkj.or.jp/contents/build_hojyojigyo/index.html)

ご不明点ございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎

TEL : 044-200-2088

E-mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp